

ユマニテク短期大学

自己点検・評価報告書

令和 4 年 9 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	13
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	17
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	26
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	26
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	35
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	47
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	47
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	53
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	56
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	58
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	63
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	63
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	65
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	66

様式 3－自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、ユマニテク短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 9 月 30 日

理事長

大橋 正行

学長

鈴木 建生

ALO

平松 喜代江

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 14 (1939) 年	「ツルー洋裁学院」開設
昭和 24 (1949) 年	各種学校 認可（愛知県）
昭和 37 (1962) 年	「学校法人精和学園」法人認定
昭和 51 (1976) 年	「ツルー服装専門学校」専修学校認可（学校教育法改正）
昭和 61 (1986) 年	「ツルー服装専門学校」を「精和学園服装専門学校」に校名変更
平成 6 (1994) 年	「精和学園服装専門学校」を「精和学園ファッション専門学校」に校名変更
平成 15 (2003) 年	「精和学園ファッション専門学校」を「精和学園文化・ファッション専門学校」に校名変更
平成 16 (2004) 年	「精和学園」を「あいち大橋学園」に法人名変更
平成 17 (2005) 年	「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」開設 歯科衛生学科／医療専門課程：歯科衛生士養成所を名古屋市中村区名駅に設置
平成 17 (2005) 年	「精和学園文化・ファッション専門学校」を「精和総合文化専門学校」に校名変更
平成 17 (2005) 年	法人本部を名古屋市中村区名駅に変更
平成 22 (2010) 年	「名古屋ユマニテク歯科医療専門学校」学科新增設 「ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更 製菓製パン本科他／衛生専門課程：製菓衛生師養成施設を設置
平成 23 (2011) 年	「ユマニテク歯科製菓専門学校」を「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」に校名変更
平成 25 (2013) 年	名古屋市中村区亀島に校地校舎取得及び同校舎改修工事
平成 25 (2013) 年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」付帯事業 お菓子教室 Visage （ヴィサージュ）を開設
平成 26 (2014) 年	「精和総合文化専門学校」を名古屋市西区上名古屋より名古屋市中村区亀島へ移転、入学定員を 40 名から 80 名に変更
平成 27 (2015) 年	「精和総合文化専門学校」専門課程「ファッション専科」を廃止、「精和総合文化専門学校」を「精和高等専修学校」に校名変更
平成 27 (2015) 年	「あいち大橋学園」を「大橋学園」に法人名変更
平成 27 (2015) 年	法人本部を名古屋市中村区亀島に変更

平成 27 (2015) 年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」 歯科衛生学科、製菓製パン本科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣 (2 月 19 日)
平成 31 (2019) 年	「精和高等専修学校」 「名古屋ユマニテク調理製菓専門学校」に校名並びに養成 施設名変更 高等課程総合学科(入学定員 80 名 3 年制)に加えて、専門課 程調理師専科(入学定員 40 名 2 年制)、製菓製パン本科(入 学定員 80 名 2 年制)を増設認可 (1 月 8 日)
平成 31 (2019) 年	「名古屋ユマニテク歯科製菓専門学校」 「名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校」に校名変更 製菓製パン本科(入学定員 80 名 2 年制) 廃止(1 月 8 日) 歯科衛生学科(入学定員 120 名 3 年制)／医療専門課程：歯 科衛生士養成所定員増認可 (3 月 13 日)
令和 4 (2022) 年	「名古屋ユマニテク調理製菓専門学校」 調理師専科 職業実践専門課程認定 文部科学大臣 (3 月 25 日)

< 短期大学の沿革 >

平成 28 (2016) 年	ユマニテク短期大学設置認可 文部科学大臣 (10 月 31 日) 学校法人組織変更認可 文部科学大臣 (10 月 31 日) 幼稚園教諭二種免許状授与の所要資格を得させるための学 科等の課程認定 文部科学大臣 (11 月 28 日)
平成 29 (2017) 年	指定保育士養成施設 指定承認 三重県知事 (3 月 31 日)
平成 29 (2017) 年	ユマニテク短期大学 開学 (4 月 1 日) 幼児保育学科 (入学定員 100 名)

(2) 学校法人の概要

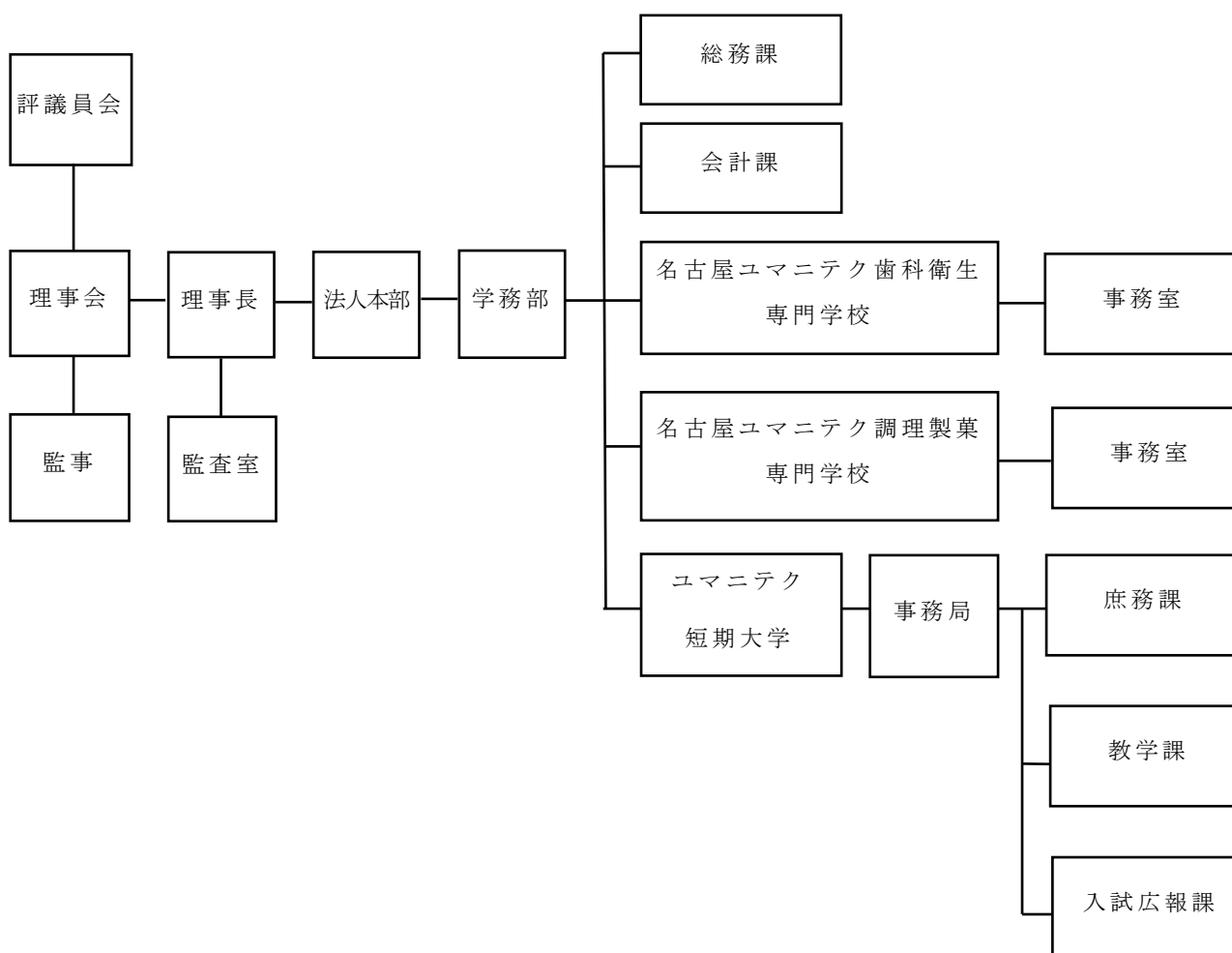
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和4(2022)年5月1日現在

教育機関	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数	備考
ユマニテク短期大学	三重県四日市市 南浜田町4-21	100	200	124	
名古屋ユマニテク 歯科衛生専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市 中村区名駅 2-33-8	120	360	352	平成31(2019) 年4月 校名・ 定員変更160 人→120人
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 専門課程	愛知県名古屋市 中村区亀島 2-6-10	120	240	225	平成31(2019) 年4月 校名・定員 変更・専門 課程設置
名古屋ユマニテク 調理製菓専門学校 専修学校 高等課程		80	240	228	

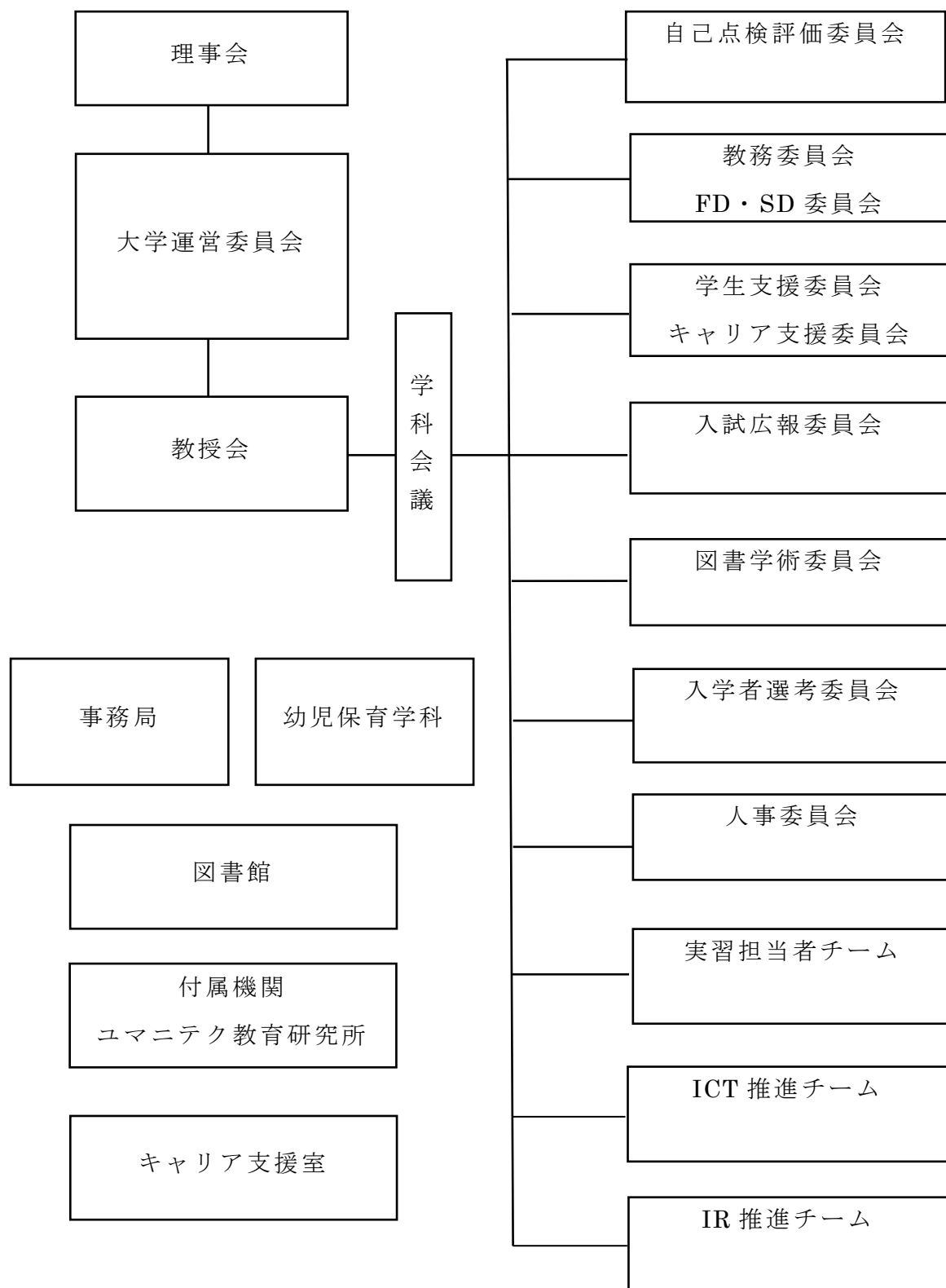
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和4（2022）年5月1日現在

< 学校法人の組織図 >



< 短期大学の組織図 >



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

四日市市は三重県北部の中心都市で、県庁所在地の津市を上回る三重県下最大の人口を擁している。

令和 4（2022）年 5 月 1 日現在

- ・ 人 口 309,789 人
- ・ 世帯数 143,717 世帯
- ・ 面 積 206.50 km²

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	市・郡	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北 勢	桑名、いなべ 四日市	17	54.8	21	38.2	33	52.3	42	64.6	35	57.4
中 勢	鈴鹿、亀山 津、松阪	9	29	16	29.1	16	25.4	19	29.2	16	26.2
南 勢	伊勢、志摩	3	9.7	9	16.4	7	11.1	2	3.1	5	8.2
伊 賀	上野、名張	2	6.5	4	7.3	2	3.2	0	0	2	3.2
東紀州	尾鷲、熊野	0	0	4	7.3	0	0	1	0.2	0	0
県 外	愛知県他	0	0	1	1.8	5	7.9	1	0.2	3	5
合 計		31	100	55	100	63	100	65	100	61	100

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 3（2021）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

三重県における保育士の有効求人倍率は、令和元（2019）年 1 月時点で 1.76 倍であった。平成 30（2018）年度時点に比べて増加しており、今後も増加傾向にあることが指摘されている。このような状況のなかで、三重県下における幼稚園教諭・保育士養成の教育機関は本学を含め現在 4 校（大学 1 校、短期大学 3 校）である。このうち 3 校は三重県の中南勢地区に集中しており、本学は三重県北勢地区の幼稚園教諭・保育士養成の教育機関として、地域を支える次世代を社会に送り出すべく取り組みを行っている。

■ 地域社会の産業の状況

臨海部は石油コンビナートの立地により工業都市として栄え、内陸部では電気・電子関連産業や自動車関連産業などが集積し、ものづくりの中心となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
①多くの専任教員が就任辞退又は辞任しているが、原因分析や改善策が十分ではないため、教育研究水準の維持向上等に配慮した安定的な教員組織の編制のため、詳細な原因分析及びより効果的な改善策について検討すること。（幼児保育学科） ②新たに策定されたカリキュラム・ポリシーについて、学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等が明確でないことから、ガイドラインを参考に適切に改めること。（幼児保育学科） ③専任教員数が設置計画から減少しているため、提示された教員の採用計画を確実に履行するよう努めるとともに、今後、新たに教員の採用及び昇格の選考を行う際には設置計画履行状況等調査における教員審査を受審すること。（幼児保育学科） ④定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行すること。（幼児保育学科） ⑤教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること。（幼児保育学科）

(b) 履行状況

①就任辞退及び退任教員の原因分析をすると、就任辞退者 2 名は健康上の理由に加え、契約条件面の齟齬によるものであった。退任教員については 1 名は学園内の人事異動、1 名は定年規程による退職となっている。他大学への転出者 3 名の理由は期限付き雇用であったことに加え、居住地に近い大学への転出によるものである。

②シラバス作成においては、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法、予習・復習、関連学修について明示するようにしている。

学修過程については、本学独自の入学前教育、初年次教育を体系化している。特に 1 年次前期から少人数による「基礎ゼミナールⅠ」を実施し、主体的かつ意欲的に学ぶ姿勢を身につけ、能動的な学習能力と実践力を培うことを目指している。また、2 年次前期開講の「専門ゼミナールⅠ」では、学修者が希望する分野の 3 つのプログラム（乳幼児プログラム、障がい児支援プログラム、地域連携プログラム）から希望する 1 つを選択し、2 年次後期には各々のプログラムに応じた卒業研究に取り組み、その成果を発表するなど保育者として必要となる専門性を更に深めるように努めている。学修成果の評価の在り方については、各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行っており、前期・後期それぞれの終了時には、「履修カルテ」を利用して、学修者が自らの学びの成果を確認できるよう自己評価を行う仕組みを導入している。また開学当初より採用している「GPA 制度」をさらに活用し、教育の質の保証に向けて、学修成果について学修者と教員が相互に点検・評価・改善を行っている。また、成績単位取得表も活用して、学修成果の可視化にも努め、これらの学修成果に関する情報の活用方法として、学生の履修指導やキャリア指導を実施している。

③令和 3（2021）年 4 月 1 日付にて、専任教授を新たに学科長に任命し、さらに専任助教 1 名を新規採用した。今後、選考にあたっては、領域や科目適合、専門性のバランスを考慮し、設置計画履行調査時の教員審査についての的確に受審をする予定であり、確実に専任教員を配置できるように取り組みを進めている。

④現行の定年規程については、「満 60 歳」定年（65 歳迄延長可）として、若手人材の育成を目指した規程となっている。ただし、開学 5 年目の新設短大であり、開設時に他大学から経験豊富な教員や保育現場経験者を現行の定年規程の例外規定に基づき専任教員として採用してきたことから、指摘されたような現状になっていることは否めない。本学科は保育士及び幼稚園教諭養成を目的とすることから、豊富な教育研究業績、実習指導が行える十分な現場経験、教員養成指導経験者が必要不可欠であると考えます。

⑤教育内容の充実のためには、興味関心に応じた専門性を身につけるための「ゼミナール」を実施するなど、少人数制による学びの保証を行うことにある。また、本学の建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」ことを実現するためには、地域と連携した幅広い教育実践の場を設けることが肝要となる。そこで、その一環として、「高大連携」を図り、高等学校への教員派遣などを通じて魅力的かつ特色ある授業を展開している。さらに、経済的な支援の一つである本学独自の奨学金制度を活用して学習支援とするとともに、学修意欲の向上のために有効に活用

している。課外活動の充実としてスポーツ奨励金制度も設け、強化指定されたクラブ(バレー部)を希望する学生募集にも取り組んでいる。

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和3（2021）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

科学研究費獲得に向けて、本年度規程等を整備し、研究会等も開き、申請可能な事務局体制を確立した。下記に記した規程等をもとに公的資金の適正管理を行っている。

[科研費申請に係わる規程]

- 1 ユマニテク短期大学における公的研究費の運営・管理の責任体系
- 2 ユマニテク短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程
- 3 ユマニテク短期大学公的研究費使用ハンドブック
- 4 ユマニテク短期大学における研究活動及び公的研究費使用の行動規範
- 5 ユマニテク短期大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- 6 ユマニテク短期大学公的研究費不正使用防止計画
- 7 ユマニテク短期大学公的研究費不正使用による取引停止取扱規程
- 8 誓約書、業者提出用誓約書
- 9 ユマニテク短期大学の研究活動における不正行為への対応等に関する規程
- 10 不正行為等通報書
- 11 ユマニテク短期大学公的研究費不正防止委員会規程
- 12 ユマニテク短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程
- 13 ユマニテク短期大学公的研究費内部監査マニュアル
- 14 ユマニテク短期大学公的研究費取扱規程
- 15 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施要項
- 16 公的研究補助金等に関わる職務権限規程

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和3（2021）年度の自己点検評価委員会の構成は下記の通りである。

- 委員長 鈴木 建生（学長）
- 委員 川勝 泰介（学科長兼図書館長、ALO）
- 委員 田村 禎章（准教授）
- 委員 山本 典子（事務長）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

自己点検・評価のための自己点検・評価委員は大学運営委員会と同じ役職者で構成されている。委員は ALO（学科長兼図書館長）、ALO 補佐（事務長兼務）などで構成されており、学長は必ず委員会に出席している。また、状況に応じて、理事長、法人本部長、学務次長には同席依頼をしている。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

毎月 1 回行われる運営会議の際には必ず自己点検・評価について ALO から報告書 作成の説明や進行状況の報告等がある。特に時間が必要となる場合には、別途、委員会を開催することで対応している。そのため、自己点検・評価報告書を全教職員でまとめる体制となっており、本学の PDCA サイクルを回すことができる組織体系と なっている。令和 3（2021）年度の自己点検・評価委員会の活動は基本運営会議の開催された日であり、毎月第 3 週水曜日の 13 時 30 分から行われている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和3（2021）年度を中心に）

自己点検・評価委員会（大学運営委員会終了後に実施）

令和 3（2021）年 12 月	令和 3（2021）年度自己点検・評価報告書の作成活動開始 作成スケジュールの説明
令和 4（2022）年 3 月	区分原稿の提出
令和 4（2022）年 5 月	テーマ原稿の提出
令和 4（2022）年 7 月	基準原稿の提出、仮原稿提出
令和 4（2022）年 9 月	報告書の最終確認、製本、ホームページアップ作業

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

ユマニテク短期大学の建学の精神は「地域を支える次世代を社会に送り出す」とし、「豊かな人間性と確かな技術」を兼ね備えた保育者を育てる教育理念を明確にしめしている。この教育理念を基盤として本学では後述する「ユマニテク (HUMANITEC)」という言葉に象徴される教育を展開する。それは、豊かな人間性を育み、実践を中心とした教育を理念とし、「人としての優しさ」「他人を思いやる気持ち」を基本として、その精神を持った人材を育成し、将来の地域を支える次世代を担う人材を輩出することを意図とするものである。具体的には、ユマニテク短期大学で学ぶ学生は在学中に培った技術と技能を社会のために発揮することで社会に貢献することを期する。それを実現するために教員は豊富な知識と経験に裏打ちされた技術を、学生が修得できるよう最大限の努力を惜しまない。教員は教授技術を研究し学生のために教育実践の場を充実させることで、理念の具現化を図りたいと考える。

また「豊かな人間性」を育み、実践を中心とした教育は、「ユマニテク (HUMANITEC)」という理念に反映されており、本学園はこの「ユマニテク」という言葉を冠した専門学校を展開することによって、この地域社会において一定の知名度を有するに至ったのである。それは本来人間に備わっている無償の愛、優しさや他人を思いやる精神の涵養への願いが込められた Human という言葉と、知識と経験に裏打ちされた「技術」という意味を持つ Technology という言葉を併せて創出されたものである。すなわち、「ユマニテク (HUMANITEC)」という大学名は、豊かな人間性と実践を中心とした教育によって身に付く確かな技術という教育理念による専門職業人の教育を意味する言葉であり、これまで展開してきた本学園の教育活動全体を意味する言葉としてこの地域においては通用していると言える。地域社会において特に人材不足が顕著な保育士・幼稚園教諭など保育・幼児教育に携わる専門職業人の養成を主眼とする本学では、地域のニーズに応えるべく教育を行っていく所存である。

本学は、学校教育法における短期大学の目的に則し、教育・研究活動等を日々展開している。その姿を端的に表すのが、本学建学の精神であり、関係法令とともに本学の諸

活動の源泉となっているのが上掲の建学の精神である。本学の建学の精神のめざすところは、豊かな人間性と確かな技術を持った学生を育成することである。学則第 1 条「本学は教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し～略～社会的に寄与することを目的とする」と定めている。また、私立学校の通則法である私立学校法は、私立学校の特性を、各校が建学の精神に根差した諸活動を展開することにあると捉え、その自主性を重んじることにより私立学校の公共性が高められると謳っているが、その面でも、ユマニテクの各学校（専門学校含む）固有の建学の精神を基軸に教育・研究・地域貢献活動を展開している本学は、私学法の精神に応じうる公共性を有している。建学の精神は学生便覧、大学案内、学生募集要項及び本学ホームページや事業報告等の掲載における周知によって学内外に公開している。さらに入学式・卒業式などの儀式的行事の際や学内での各種の機会を通じ、本学における諸活動の源泉は建学の精神に由来することへの理解が深められている。学生には新入学生オリエンテーション時に建学の精神の由来・意義を学長から説明をすると共に、各教室に建学の精神、教育理念を掲示し、学生全員に周知させている。また、オープンキャンパス、入学前教育でも学長より建学の精神についても説明されている。さらには、学長及び各教員の日常的な講話の時間等を通じ、建学の精神の現代的意義や解釈の方向性について、説明と確認がなされるなど、毎年の自己点検・評価活動の中でもこの建学の精神と教育理念は定期的に確認をしている。特に、建学の精神の学内での共有に関して、まず学生に対しては、「建学の精神」に基づく科目として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「社会学」を開設し学園の歴史等について学生へ教授する機会を有している。教職員には年度当初の教授会においては学長より、本学の建学の精神と理念について確認している。

【区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2 の現状>

本学は、平成 29(2017)年 4 月に開学し、今年ようやく 6 年目を迎えたばかりの歴史の浅い短期大学ではあるが、開学当初より地域社会に向けた公開講座及び生涯学習事業等を積極的に行ってきた。これは、本学の建学の精神である「地域を支える次世代を社会に送り出す」を体現する取り組みであり、本学において重要な位置を占めている。これらを列举すると以下のようなになる。

① みえアカデミックセミナー（公開セミナー）

開学初年度より、三重県内の大学・短期大学・高等専門学校及び三重県生涯学習セン

ター主催による公開セミナーである「みえアカデミックセミナー」（三重県総合文化センターで開催）及び同移動講座（三重県内の市町村で開催）に毎年講師を派遣し積極的に参加してきた。なお令和 3(2021)年度は、本学学長鈴木建生が講師を務めた（令和 3 年度事業報告書、pp. 10-11）。

②放課後児童支援員認定資格研修（三重県委託事業）

三重県内 3 会場でそれぞれ 4 回（総受講者数 223 名）実施し、本学教員が講師を務めた（令和 3 年度事業報告書、p. 4）。

③放課後児童支援初任者研修（三重県委託事業）

三重県内 2 会場（総受講者数 87 名）で実施し、本学教員が講師を務めた（令和 3 年度事業報告書、p. 4）。

④放課後児童支援資質向上研修（三重県委託事業）

三重県内 2 会場（総受講者数 161 名）で実施し、本学教員が講師を務めた（令和 3 年度事業報告書、p. 4）。

⑤子育て支援員研修（三重県委託事業）

三重県四日市市（総受講者数 47 名）で実施し、本学教員が講師を務めた（令和 3 年度事業報告書、p. 4）。

⑥教員免許状更新講習

令和 3(2021)年 7 月、第 I 期として 5 日間（各日 6 時間、計 30 時間）、また令和 3(2021)年 12 月に第 II 期として 5 日間（各日 6 時間、計 30 時間）、それぞれ実施した。会場は本学講義室とし、講師も本学教員 11 名が当たった。受講者は、第 I 期延べ 198 名、第 II 期延べ 37 名、合計 235 名であった（令和 3 年度事業報告書、p. 7）。

⑦三重県委託訓練生受託（三重県離職者訓練）

令和 2(2020)年 4 月から三重県委託事業としての委託訓練生制度が開始され、保育士養成科生徒としての受入れが行われるようになった。令和 2(2020)年度及び 3(2021)年度にそれぞれ 5 名を受入れた（令和 3 年度事業報告書、p. 4）。

⑧三重県内外各地の教育委員会及び団体からの講師派遣依頼

三重県内各地の教育委員会及び団体から派遣の依頼を受け、本学所属教員を各種研修講座の講師として派遣した。令和 3(2021)年度は、25 箇所（30 回）に及んだ。研修テーマとしては、一般市民を対象とした家庭教育講座から未就学児保護者、保育士、幼稚園教諭、子育て支援事業担当者等広範囲に及んだ。令和 3（2021）年度についてはコロナ感染拡大の影響に伴って、オンデマンド研修や一部中止となった研修もあったが、次年度以降も継続して積極的に実施していく予定である（令和 3(2021)年度講師派遣、出張講座等一覧）。なお、講師派遣については三重県外からの依頼もあり、本学教員が派遣されている。その件数は 9 件であるが、本学幼児保育学科として大いに関連する研修であり、内容的にも幼稚園教諭を対象とする保育内容の研修、近年強調されるようになった保育士のキャリアアップ研修などがある（令和 3（2021）年度講師派遣、出張講座等一覧）。

⑨高大連携校へ出張講座

本学はこれまでに高大連携協定を締結した学校が 4 校あり、各校へ出張講座を行ってきている。本学の成り立ちから姉妹校へ出張講座はもとより、三重県内公立高

校への出張講座も行っている（「(資料) 高大連携の協定を締結した学校一覧」及び「各高等学校とユマニテク短期大学との高大連携に関する協定書」）。

以上が本学における地域社会に向けた公開講座の実施状況と地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結など連携の現状、記録・資料等である。これらの現状を踏まえ、今後本学が課題として検討・実行していかなければならない幾つかの点について述べたい。

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業の講師派遣については、積極的に行ってきたところであるが、派遣依頼に円滑かつ機能的に対応していくためには新たな組織形成が課題となる。三重県には生涯学習の一層の振興を図る目的として組織された「みえ生涯学習ネットワーク（通称：みえネット）」があり、本学も今後正会員となり、地域の生涯学習活動にさらに貢献すべくその活動に取り組んでいく予定である。

コロナ禍で、感染予防に配慮しながら、2年生の専門ゼミナールの地域連携プログラム活動の一環として、学生が主体で企画運営し、地域の幼稚園・保育所・児童養護施設等でコンサートや劇などの公演を行い、新聞やテレビで報道もされた。また、児童館祭りにボランティアとして参加しブースを出店することで、児童との触れ合い、学外活動の体験を積んでいる。また、近隣の公園や道路の清掃活動にも取り組んで地域貢献している。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神についての理解は、ややもすれば抽象的なレベルにとどまりがちである。建学の精神の普遍性・現代的意義をいかに本学の諸活動に落とし込み、同時に、学生の育成につなげていけるか、といった観点から、学内議論を継続的に重ねていく必要があると言える。より具体的には、「地域を支える次世代を社会に送り出す」建学の精神は保育者養成を通して、社会に貢献していくことと容易に理解できるが、「豊かな人間性と確かな技術」という教育理念の「豊かな人間性」に関しての思想的、哲学的背景の探究が不足していることは否めない。新学習指導要領にも学力の3要素のひとつとして「学びに向かう力、人間性の涵養」という表現があるが、「豊かな人間性」を育むという教育観を教職員が深く理解すること、その具体的な教育効果の確認が課題となる。

また、学内外に向けた建学の精神のアピールをいつ、どこで、どのように実施しているかを積極的に学生と教職員に伝える等、発信状況を伝える機会を増やすことが課題となる。さらに、学生に対する建学の精神の浸透を類推できる指標を持つことも課題となる。学生による授業評価、行事の参加や感想等から建学の精神の浸透の度合いを判断することもできる。また教職員に対しても、「豊かな人間性」という価値観を具現化し、実践的な行動習慣として浸透を更に促進することが課題となる。

本学は開学してから6年しか経過しておらず、残念ながら、地域住民への認知度はまだそれほど深まっているとはいえない。今後は、なお一層本学の持つ物的・人的資源を地域に開放し、地域貢献を進めていくとともに、本学への認知度をさらに高める必要がある。

上述の課題に対応するための方策として、本学においても社会人を対象とした履修

証明プログラムなどを検討することも必要となるだろう。

現在のところ、本学が高大連携協定を締結しているのは 4 校であり、資料に示した事業を展開しているところであるが、小規模短期大学ということから教員の負担にも限界があり、今後は無理のない範囲でさらなる提携校開拓が課題であるといえよう。

本学は開学以来、多くの卒業生を社会に送り出し、実績を重ねて地域社会へ貢献してきたが、今後は地域住民や一般社会人に対しての本学の物的・人的資源の開放と合わせて、徐々に増えてきた本学卒業生に対するリカレント教育の実施も喫緊の課題となっている。

本学は、保育系の単科の短期大学であるという特色を生かして、地域貢献と同時に学生の実践的な学習活動の場となる「地域子育て広場（仮称）」のような事業の実施も課題となってきた。このような計画は、本学の建学の精神や教育理念とも合致した課題であるといえよう。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神及び本学の教育理念に基づき、学則第 1 条・第 2 条に主たる目的に本学の目的を定めている。学生ハンドブックの冒頭には具体的な目標を定めている。

本学は、学園の建学の精神及び本学の教育理念に基づき、学則第 1 条に本学の目的を以下のように定めている。

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって教育、社会福祉、医療保険に関し、社会的に寄与することを目的とする。

本学は、幼児保育学科、単科の短大であり、学則第 2 条に主たる目的を以下のように定めている。

幼児保育学科は、保育士・幼稚園教諭としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する保育と幼児教育に対応し、いつも幼児の側にある保育・教育を実践できる保育士・幼稚園教諭の養成を主たる目的とする。

本学は、「豊かな人間性」と「確かな技術」を身に付けた保育者として、以下のような学生を養成することが学生ハンドブック p.01 に掲載されている。以上に示した本学の目的、学科の教育目的、全学的な教育目標は、建学の精神の「地域を支える次世代を社会に送り出す」という理念を十分に反映した内容となっている。

幼児保育学科は、保育士・幼稚園教諭としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する保育と幼児教育に対応し、いつも幼児の側にある保育・教育を実践できる保育士・幼稚園教諭の養成を主たる目的とする。

- 乳幼児期における専門的教育力・保育力を持った実践的指導力を有する専門職
- コミュニケーション能力を有する専門職
- 地域のニーズを理解し、地域に根ざす能力を有する専門職

以上に示した本学の目的、学科の教育目的、全学的な教育目標は、建学の精神の「地域を支える次世代を社会に送り出す」という理念を十分に反映した内容となっている。

本学の教育理念や教育目標、また学則に規定された学科の教育目的は、基本方針（三つのポリシー）、すなわち学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）へと反映されている。

【ディプロマ・ポリシー】

現場に即した保育者になるため、教育課程（教養科目および専門教育科目）の学修を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与します。卒業認定の際に獲得していることを求める学修成果は次のとおりです。

1. 乳幼児期の子どもに対する実践的指導者としての確かな知識及び技術を修得し、変化する状況にも主体的かつ柔軟に対応することができる。
2. 子どもや家族・地域社会の人々とのコミュニケーションを図るために必要な知識及び技術を修得している。
3. 子どもや家族、地域社会をめぐるニーズや諸課題に対して、自分なりの考えをもち、それを表現し、その課題解決のために積極的に行動することができる。

本学ではディプロマ・ポリシーを学生ハンドブックに掲載し、学生に対して入学式後や学期始めのオリエンテーション、ゼミナールの時間等を活用して周知している。また、教職員に対しては、学生オリエンテーションへの参加や学科会議を通じて適宜周知し、確認が行われている。また保護者に対しては、入学式や保護者会などの場を通して教育目的やディプロマ・ポリシーを説明し、理解を深められるように努めている。さらに学外に対しては、ホームページ上に教育目的、基本方針（三つのポリシー）が明示されているほか、オープンキャンパス、高等学校との情報交換、高校生向

けのガイダンスなどを通して適宜表明している。

本学では、平成 30（2018）年の第 1 期卒業生から令和 4（2022）年 3 月卒業の第 4 期生まで合計 191 名の卒業生を送り出してきた。そのうち、幼稚園教諭二種免許状取得者は毎年約 90%前後、保育士資格取得者は約 95%にのぼり、卒業生の大半が保育・幼児教育に関連する職場に就職している。以上の実績から、本学の人材養成は、三重県内外における存在意義を十分証明していると言えるのであり、地域・社会の要請に確実に応えていることがわかる。

〔区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本学における学習成果は、建学の精神に基づいて、本学の目指す保育者像を示し、ディプロマ・ポリシー等に反映させている。学習成果は、【「豊かな人間性」と「確かな技術」を身につけた保育者を養成することを目的とする】に示している。

【建学の精神】

地域を支える次世代を社会に送り出す

【教育理念】

豊かな人間性と確かな技術

【めざす人物像】

■「豊かな人間性」を身につけていること

自己理解を根源とする、助け合いの精神である共助及び、他者とともに栄えようとする共栄の精神を育むことによって「豊かな人間性」は身につくと考えています。

■「確かな技術」を身につけること

実際の技能・技術は、専門的知識やスキルと人の心が豊かに存在する専門能力が前提となったとき、「確かな技術」として確立すると考えています。

【「豊かな人間性」と「確かな技術」を身につけた保育者を養成することを目的とする】

■乳幼児期における専門的教育力・保育力を持った実践的指導力を有する専門職

■コミュニケーション能力を有する専門職

■地域のニーズを理解し、地域に根ざす能力を有する専門職

【ディプロマ・ポリシー】

現場に即した保育者になるため、教育課程（教養科目および専門教育科目）の学修を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与します。卒業認定の際に獲得していることを求める学修成果は次の通りです。

1. 乳幼児期の子どもに対する実践的指導者としての確かな知識及び技術を修得し、変化する状況にも主体的かつ柔軟に対応することができる。
2. 子どもや家族・地域社会の人々とのコミュニケーションを図るために必要な知識及び技術を修得している。
3. 子どもや家族、地域社会をめぐるニーズや諸課題に対して、自分なりの考えをもち、それを表現し、その課題解決のために積極的に行動することができる。

学習成果については、学生ハンドブックに記載し、表明している。上記学習成果が「学校教育法」に記す短期大学の目的である、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること」へ適っているかどうかについては、教授会・運営委員会・学科会議等で、必要に応じて検討・点検している。なお、三つのポリシーを見直すなかで令和2（2020）年度に改定を行っている。

〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準Ⅰ-B-3 の現状＞

三つの方針については、中教審の策定および運用に関するガイドラインに沿って策定し、ディプロマ・ポリシー実現にむけて各ポリシーを策定している点から関連づけて考えられている。

三つの方針について、令和元（2019）年度の文部科学省による大学設置履行状況調査（いわゆる AC）において、本学の三つの方針についての改善が付された。それを受けて本学では学科の卒業認定・学位授与の方針を含めて、組織的議論を重ねて策定している。さらに、中教審の策定および運用に関するガイドラインに沿って策定し、教授会で審議し規定に定めている。

三つの方針を踏まえ、入学前教育から卒業まで教育活動を行っている。

三つの方針については、ホームページおよび学生ハンドブックに表明している。

■ディプロマ・ポリシー

現場に即した保育者になるため、教育課程（教養科目および専門教育科目）の学修を通して科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与します。卒業認定の際に獲得していることを求める学修成果は次のとおりです。

1. 乳幼児期の子どもに対する実践的指導者としての確かな知識及び技術を修得し、変化する状況にも主体的かつ柔軟に対応することができる。
2. 子どもや家族・地域社会の人々とのコミュニケーションを図るために必要な知識及び技術を修得している。
3. 子どもや家族、地域社会をめぐるニーズや諸課題に対して、自分なりの考えをもちそれを表現し、その課題解決のために積極的に行動することができる。

■カリキュラム・ポリシー

○教養科目

「地域を支える次世代を社会に送り出す」という建学の精神を深めるための科目や、自らの人間性を深めたり世界観を広げたりできるように科目を設置しています。

1. 人間性や職業観に関する科目
「心理学」「キャリアデザイン」等
2. 言語や情報に関する科目
「外国語コミュニケーション」「情報処理」等
3. 健康と保健体育に関する科目
「スポーツ・レクリエーション実技」、「スポーツ・レクリエーション講義」

○専門教育科目

教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」を体現する者として、自ら考え、主体的に行動できる保育者を育成するため、理論と実践をバランス良く学ぶことができるように以下の科目を設置しています。

1. 保育や幼児教育の目的や子どもを取り巻く社会の現状について学ぶ科目
「保育内容総論」「子ども家庭福祉」等
2. 保育や幼児教育の対象となる子どもと家族について理解を深める科目
「子ども家庭支援論」「障がい児保育」等
3. 保育や幼児教育を実践するための方法や技術を修得する科目
「保育指導法」「教育相談」等
4. 保育や幼児教育をめぐる諸問題について倫理的に考え表現する方法を修得する科目
「保育・教職実践演習」「ゼミナール」等
5. 保育や幼児教育について現場で他者とコミュニケーションをとりながら実践的に学ぶ科目
「保育実習」「幼稚園教育実習」等

■アドミッション・ポリシー

本学は、建学の精神に定める人材を育成するために、本学での学修に対する目的や

意欲をもち、高等学校までの学習及び経験を通じて基礎的な知識を修得し、身近な問題について自ら考え、その結果を表現できる力を身につけて入学してくるよう、下記のことを求めます。

このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施します。

◎高等学校の教育課程を幅広く修得している。

◎自らの意思を明確に表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図ることができる。

◎学びたい学科で学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考え、将来、保育者として従事したいという強靱な目的意識をもっている。

◎自ら主体的に課題設定が可能で、その課題に前向きかつ持続的に取り組んでいこうという意欲を入学前からもっている。

◎高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に、積極的に取り組んだ経験がある。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

令和元（2019）年度に文科省によって実施された「再課程認定」に伴い、本学でも教育職員免許状（幼稚園教諭二種）取得のための教育課程は大きく見直された。また保育士資格についても同時並行的に教育課程の改編が進められた。このような動きの中で、本学の建学の精神、教育理念、教育目的をどのような形で維持・継承していくかが問われてきた。大学入試改革も始まり、三つのポリシーの見直しも実施され、学生が本学での学びを通して、卒業後、責任ある社会人・職業人として生活する礎を築くと同時に、充実した学生生活を送り、本学の卒業生としての自信と誇りを持って生活するために、この変革期にどのような基本方針と教育課程が再構築できるかを、広い視野から、今後も引き続き検討していかなければならない。

特に三つのポリシーの中で、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」については、高大接続の観点から「教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）」や「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」との連続性についても引き続き検討していかなければならない。また、「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえ、本学にふさわしい入学前教育のあり方についても再検討しているところである。

今後は、本学の教育理念、教育目標、三つのポリシーの学内外への浸透をさらに図るとともに、学生の出身高等学校や学生の就職先など学外からの視点を取り入れた検証についても、その方法等について検討しなければならないと考えている。教育課程の改編が進められた中で、本学の建学の精神、教育理念、教育目的をどのような形で維持・継承していくかが問われている。大学入試改革も始まり、三つのポリシーの見直しも実施され、学生が本学での学びを通して、卒業後、責任ある社会人・職業人として生活する礎を築くと同時に、充実した学生生活を送り、本学の卒業生としての自信と誇りを持って生活するために、この変革期にどのような基本方針と教育課程が再構築できるかを、広い視野から、今後も引き続き検討していかなければならない。

また、三つのポリシーの普及・周知において、学外にはホームページ、オープンキャ

ンパスにおいて、説明をしているが、十二分に認知されているとは言い難い。学内においては学生にオリエンテーション、基礎ゼミでカリキュラムマップを活用し、理解を図っているが、それらが学生の学習目標にまで意識化されているとは言えないのが課題である。

現在、【「豊かな人間性」と「確かな技術」を身につけた保育者を養成することを目的とする】において、学習成果をしめしているが、今後、「学習成果」として内容を定めることを検討する。さらに、全学的学習課題及び学科到達目標の作成も検討する。

そして、学習成果を学生ハンドブック掲載だけではなく、ホームページに掲載し広く学内外に公表することが必要である。最後に、これらについての点検を組織的かつ定期的に実施していけるような体制作りが求められる。

学習到達度評価基準の PJ チームの立ち上げを検討する。

三つのポリシーの定期的な点検、見直しが必要である。

三つのポリシーの内容を学生に周知させる取り組みも必要である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程及び「自己点検委員会」組織を整備している。「自己点検委員会」は、学長、学科長、事務長で構成している。全教職員が自己点検・評価活動に定期的に携わっている。

自己点検・評価活動については、定期的に「授業評価」「FD・SD 研究活動」等が教務委員会を中心として行われている。「授業評価」においては、学期ごとに実施する学生による授業評価アンケートを実施し、集計結果の分析と各教員のコメントを掲載した冊子を作成している。「FD・SD 研修活動」については、学長および教務委員会にて研修

内容を定期的に議論し活動を継続しており、全教職員が参加している。教務委員会による作業は粛々と進められた。

自己点検・評価報告書等をホームページ等に公表している。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取は行っていない状況である。

自己点検・評価報告書の完成が毎年遅れ気味のため、改革・改善のサイクルになっていないのが現状である。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定は、学期毎の「成績評価」「GPA 算出」「学生による授業評価アンケート」「履修カルテの記入」を行っている。アンケートは、平成 30（2018）年より紙面での実施からインターネット上の実施へ切り替え、回答や分析における便宜・効率化を図りデータ分析がしやすいようにした。本学では学習成果を査定するための「アセスメントポリシー」等の策定がないため客観的な指標を持ちづらい。現在、アセスメントポリシーの策定に向けた議論をしている状況である。

学校教育法や短期大学設置基準の変更等についての各種法令の変更等については、関係省庁からの通達、通知や研修会への参加、私学事業団や関係団体からのメールマガジンも活用し情報を得るように努めている。各種通知等は庶務課において一括管理をして必要部署や教職員へメール通知等を定期的の実施し法令遵守をしている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動については出来る限り全教職員が関与しているが充分とは言えないのが現状である。課題として、「成績評価」「GPA 算出」については、データ整理が行われているもののその結果について十分な検証が行われているとは言い難い。「学生による授業評価アンケート」においては、各科目担当者レベルでコメント作成が行われているが、査定手法について定期的に点検できていない。「履修カルテの記入」においても、学生へ定期的の実施する機会は設けているものの、その結果が教職員にはフィードバックされているレベルには至っていない。

改善としては、①内部質保証のためのアセスメントポリシーを定める、②成績分布表を作成して学生指導に活かす、③組織的かつ定期的に振り返る機会を設け PDCA 会議を設ける必要がある。また、定期的に自己点検評価を行える仕組み作りが必要であり、

具体的には自己点検評価報告書の公表時期を設定する。さらに、自己点検・評価活動に高等学校関係者の意見聴取を行えていないため、対象校を決めたうえで、意見聴取を行っていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

認証（第三者）評価未経験であるためなし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

短期大学士の卒業認定は学則で定められており、本学ホームページにも掲載し周知を図っている。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、年度当初に全学生に配布される学生ハンドブックや学校案内、学生募集要項、本学ホームページ、大学ポートレート等に掲載し周知徹底を図るとともに、広く受験生や一般の方々にその内容を明らかにしている。

卒業認定は、卒業の要件である学則、成績評価の基準である学則と単位の認定を示した学則に対応している。学位授与の方針は資格取得の要件である学則と対応している。

ディプロマ・ポリシーで示されている、学生が獲得すべき資質や能力・資格等は、社会的・国際的に通用性があり、社会のニーズにも合致するものである。令和元（2019）年度の文部科学省による大学設置履行状況調査（いわゆる AC）において、本学の3つの方針についての改善が付された。それを受けて本学では学科の卒業認定・学位授与の方針を含めて、作業を策定した。

卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応しており、例えばカリキュラムマップを作成し、科目ごとの到達目標がディプロマ・ポリシーに対応していることを確認している。また、卒業要件や成績評価の基準については、「学生ハンドブック」の「授業・履修の手引き」にて卒業に必要な単位数および資格取得の要件についても示している。卒業要件となる成績評価については GPA を導入しており、卒業認定・学位授与方針は、国際的に通用性がある。また、多くの卒業生が県内で保育者として働いており、本学科の学位授与方針は、社会的に通用性があると考えている。卒業認定・学位授与の方針について、定期的に短大運営委員会、教授会等にて点検を行い、ディプロマ・ポリシーは令和2（2020）年度に改定を行った。しかし、ディプロマ・ポリシーの検証を主担当とする委員会体制がしかれていないことから、定期的に見直しがかかけられ教育改善につながる体制整備が求められる。また、三つのポリシーについては入学

説明会、保護者会、オープンキャンパス、外部有識者会議等でも解りやすく説明できるよう資料整備に努める必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、令和元（2019）年度に改定を行っている。

卒業認定・学位授与の方針に基づき、下記のようにカリキュラム・ポリシーを示している。

【カリキュラム・ポリシー】

○教養科目

「地域を支える次世代を社会に送り出す」という建学の精神を深めるための科目や、自らの人間性を深めたい世界観を広げたりできるように科目を設置しています。

1. 人間性や職業観に関する科目

「心理学」「キャリアデザイン」等

2. 言語や情報に関する科目

「外国語コミュニケーション」「情報処理」等

3. 健康と保健体育に関する科目

「スポーツ・レクリエーション実技」、「スポーツ・レクリエーション講義」

○専門教育科目

教育理念である「豊かな人間性と確かな技術」を体現する者として、自ら考え、主体的に行動できる保育者を育成するため、理論と実践をバランス良く学ぶことができるように以下の科目を設置しています。

1. 保育や幼児教育の目的や子どもを取り巻く社会の現状について学ぶ科目
「保育内容総論」「子ども家庭福祉」等
2. 保育や幼児教育の対象となる子どもと家族について理解を深める科目
「子ども家庭支援論」「障がい児保育」等
3. 保育や幼児教育を実践するための方法や技術を修得する科目
「保育指導法」「教育相談」等
4. 保育や幼児教育をめぐる諸問題について倫理的に考え表現する方法を修得する科目
「保育・教職実践演習」「ゼミナール」等
5. 保育や幼児教育について現場で他者とコミュニケーションをとりながら実践的に学ぶ科目
「保育実習」「幼稚園教育実習」等

教育課程は、短期大学設置基準に則り体系的に編成している。授業科目は、専門科目と教養科目に大別され、それぞれに必修科目と選択科目があり、学年配当にも配慮し、1年次・2年次いずれの学年でも充実した学修ができるよう、体系的に編成している。教育課程編成・実施の方針に従って、カリキュラムマップにも示されているように、免許・資格取得に必要な科目を中心にディプロマ・ポリシーで示す学習成果である「乳幼児期の子どもに対する実践的指導者としての確かな知識及び技術を修得し、変化する状況にも主体的かつ柔軟に対応することができる」力を養う科目、「子どもや家族・地域社会の人々とのコミュニケーションを図るために必要な知識及び技術を修得している」力を養う科目、「子どもや家族、地域社会をめぐるニーズや諸課題に対して、自分なりの考えをもちそれを表現し、その課題解決のために積極的に行動することができる」力を養う科目をバランスよく編成し、学習成果に対応した授業科目の編成となっている。

また、2年間で免許・資格の取得を目指すため、1年間で取得する単位数が多くなるが、単位の実質化（1単位当たり45時間の必要な学修時間を確保）を図り、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけてもらうことを目的として、年間履修登録単位数の上限を定めることができると学則にあるが、上限を定めていない。

1年次2年次共に各クラスに1名の専任教員が「ゼミナール担当教員」として配置され、個々の学生に対して履修の相談支援をしやすい体制をとっている。また、成績評価基準については学則で規定し、その客観性及び厳格性を確保している。科目ごとの成績評価の方法は、シラバスで学生に周知したうえ、公正に判定している。シラバスには、学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、教科書・参考書等が明示されているうえ、成績評価の方法・基準が明確に示され、成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準に則り適切に判定している。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

2年間で免許・資格を取得する教育課程の中では、教育課程の大幅な改編は難しいが、教務委員会を中心に、学生の実情や時代の要請に合わせた定期的な見直しを行い、教育の質向上のための改善に取り組んでいる。また、令和元（2019）年度より実施された、幼稚園教諭の免許取得に係る再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更に伴い、教育課程の大きな見直しを行った。併せて、カリキュラム・ポリシーを令和元（2019）年度に改定を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学のカリキュラムは、幼稚園教諭免許と保育士資格取得に必要な科目については全員が履修できるよう体制を整えている。選択科目においては希望に応じて複数の科目が履修可能となるように時間割を組んでいる。教養科目についても、幼稚園教諭免許と保育士資格取得に関連の深い科目で編成されている。科目の配置時期についても1年次・2年次とバランスよく配置している。どの教養科目がどの資格取得に必要なのかについてカリキュラム一覧表に明記している。教養教育の効果における成果については、履修状況と単位取得状況をまとめ、教授会にて確認・検討している。また、教養科目の授業の評価についても、授業についてのアンケートを実施し、学生の意見をもとに授業改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

保育者専門職養成を目的としており、入学前から卒業後の進路を見据えて、教員が一丸となって一貫性のある教育内容を体系的に展開している。授業内で、保育所・幼稚園・こども園・児童養護施設・児童館などにおける学外実習を行う他、「地域ボランティア

「キャリア実践」や「保育・教職実践演習」「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法」「基礎・専門ゼミナール」等にて、子ども関連施設での体験学習や学外での演習を行っている。また、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」においてキャリア教育として、就職活動に向けて自主的に学外現場での実習を行うように指導している。

授業で学んだことを学外で実施される幼稚園・保育園実習等で応用し、工夫をする中で獲得させている。実習を伴う科目を数多く有するため、学習成果の査定に際しては、試験の結果だけでなく、レポート等を提出させ、学生の表現活動等を客観的な評価基準のもとで評価している。成績評価についてはシラバスに項目を設け、すべての科目について評価比率の表示を行い、学習成果の客観的な査定ができるようにしている。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

入学者受入れの方針【アドミッション・ポリシー】

本学は、建学の精神に定める人材を育成するために、本学での学修に対する目的や意欲をもち、高等学校までの学習及び経験を通じて基礎的な知識を修得し、身近な問題について自ら考え、その結果を表現できる力を身につけて入学してくるよう、下記のことを求めます。

このような入学者を適正に選抜するために、多様な選抜方法を実施します。

◎高等学校の教育課程を幅広く修得している。

◎自らの意思を明確に表現し、他者との円滑なコミュニケーションを図ることができる。

◎学びたい学科で学修した知識・技能や態度を、地域社会で活かそうと考え、将来、保育者として従事したいという強靱な目的意識をもっている。

◎自ら主体的に課題設定が可能で、その課題に前向きかつ持続的に取り組んでいこうという意欲を入学前からもっている。

◎高等学校までに、部活動、ボランティア活動、資格・検定の取得等に、積極的に取り組んだ経験がある。

この入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学ホームページと大学パンフレット、学生募集要項に明記し、受験生や保護者に明確に示しており、学習成果に対応している。また、オープンキャンパスや学校説明会の機会を利用して周知に努めている。

入学者選抜の方法は、面談、面接、作文、小論文、学科試験（国語総合）、出願書類（調査書等）によって行われ、アドミッション・ポリシーに基づいて受験生の評価をしている。令和元（2019）年度までは「AO 入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「指定校推薦入試」「公募推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「スポーツ推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期）」「社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期）」であったが、令和2（2020）年度以降は大学新入試制度導入にともない、「総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「学校推薦型選抜（指定校推薦）」「学校推薦型選抜（公募推薦（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期））」「学校推薦型選抜（スポーツ推薦（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期））」「一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」「特別選抜（社会人）（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）」となった。

このように、受験生が個々の学習の状況や希望に応じて多様な選抜方法の中から選択して本学を受験することができるようになっている。新入試制度導入にあたっては高大接続の観点にも留意し、各高等学校への訪問により県内高等学校との意見交換を行った。なお、令和3（2021）年度入学者を対象とした入試より、新型コロナの影響を鑑み、受験日に感染あるいは濃厚接触者認定を受けた場合について別途対応するなど柔軟な入試体制を整えている。

全ての入試区分において、教員全員が本学の建学の精神、教育理念、教育方針等についての共通理解を図り、統一した判定ができるように配慮している。高等学校からの調査書も面接・面談で活用し、高等学校までの学びが的確に修められているかを確認している。また、自己PR文章については「志望理由書」や「学修計画書」として項目

立てをして出願時に入学後の計画を記述する項目を設け、より受験生へ動機づけをする工夫をしている。学校推薦型選抜(指定校推薦)については、高校訪問により高等学校の状況や実情に鑑みて指定校の条件を定めており、指定校の条件の見直しについては毎年委員会において実施している。授業料、その他入学に必要な経費は、本学ホームページと学生募集要項に明記していると共に、オープンキャンパスや学校説明会の機会を利用して明示している。

アドミッション・オフィス等の整備について、広報及び入試事務に関する学内体制として教員 5 名と事務職員 3 名で構成する「入試広報委員会」を設置しており、年間 12 回程度定例委員会を開催している。令和 3 (2021) 年度は、年度末に全教職員を対象とした 1 年間の広報活動全般の振り返りならびに、進学ガイダンスや高校訪問、オープンキャンパスで使用する本学に関する説明のためのスライド資料の共有がなされた。この研修会により、授業に直接携わっていない職員も大学パンフレットには記載されていない詳細な教育内容を知ることができ、教員も本学の強みを共通認識することにつながった。大学パンフレット及び入試計画・学生募集要項の立案、大学広報紙、進学ガイダンス、大学ホームページに関する広報の実務、オープンキャンパス等に関する運営・事務については、入試広報委員会全体で年度初めに各業務の役割分担を行い、月に一度の会議や随時交換されるメールを活用した情報共有を行っている。

高校訪問活動の拡充や広報活動強化のため、入試広報課を中心に、大学パンフレットや学校推薦型選抜入試(指定校推薦)の要項を持参する他、本学に入学した在学生報告や卒業生報告を行い、高等学校との対話に努めている。また合格後も、入学前教育やオリエンテーションのほか、下宿希望者には入試広報課より近隣アパートの紹介を行っている。

受験の問い合わせなどに対しては、入試広報課が中心となって対応し、質問などに適切に答えている。電話やメール、SNS などを利用し、ホームページ上からの問い合わせを可能とし、問い合わせ先として、大学パンフレットを始めとした様々な媒体で明記している。また、オープンキャンパスや学校説明会、高等学校での模擬授業の機会では、個別の相談の時間を設けて、教職員で対応している。さらに、高等学校の夏休みや冬休み、春休み等の長期休暇を活用し、個別相談会期間を設けており、さらに、オープンキャンパス等に参加できなかった受験生から、学校見学希望の申し出がなされた場合も随時対応している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6 の現状＞

学習成果は、「建学の精神」「教育理念」に基づくディプロマ・ポリシーにおいて定められており、シラバスから学習成果を具体的に知ることができる。各科目の評価は、シラバスに明示した評価基準で、科目の特色に沿った評価方法により、厳正かつ適切に行っている。単位認定状況は、良好であること、2年間の教育課程において国家資格をはじめとする各種資格取得の目的達成状況も概ね良好であることから、本学の教育課程における学習成果は、一定期間内で獲得可能であるといえる。幼稚園教諭免許・保育士資格を取得し、専門職として地域社会に貢献する人材を送り出している。卒業判定会議等において資格取得率・就職率・在籍時の単位取得状況・卒業者数・学位授与率・GPA等を学習成果として把握している。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7 の現状＞

卒業判定会議等において、定期的に学位取得率、免許・資格取得率等を活用し、全専任教員で学習成果の獲得状況を把握している。GPA 分布、GPA は、成績優秀者や奨学金授与の判定の際の基礎データとしても利用している。また GPA が原則 2.8 以上であることを実習参加の条件として設け、「ユマニテク短期大学学外実習内規」にも記載している。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）について、本学では各科目での製作物やレポートを学生自身でファイリングするなど、学習の成果物を集積できるように指導をしている。令和3(2021)年度は、グレクサ（LMS）を用い、各科目より授業資料や課題を配信する方法も行った。また、学生自身による自己評価としての「履修カルテ」の結果も、学習成果の獲得状況の把握に活用している。2年間の学びの集大成として、成果報告集を作成し、学生に配布及び図書館に所蔵している。

学生調査や学生による自己評価については、学期末に「学生による授業評価アンケート」を実施し、学習状況の集計を行い、学習成果の獲得状況の把握に活用している。同窓生への調査としては、まだ卒業生が少ないが、行事で学校に出向いた卒業生からのヒアリングを行うなど、卒業後の把握にも努めている。

在籍数および在籍率、卒業数および卒業率、就職率といった学習成果の獲得状況を把握し、退学率の減少へとつなげるよう努めている。

学習成果は量的・質的データに基づき評価し、ホームページに適宜公表をしている。
具体的には、ホームページの「情報の公開」において、卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・卒業後の進路状況を公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価については、卒業生がまだ少ないこともありこれまで個別聴取することはあったが、取り組みとして評価の聴取はしていない。

聴取した結果を学習成果の点検に活用していないのが現状である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

[区分 基準Ⅱ-A-2]

ディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラムマップに従って、カリキュラム・ポリシーとの整合性も検討すること、教育課程の組織的かつ定期的に点検できるシステムの構築が課題である。

[区分 基準Ⅱ-A-3]

教養教育科目に建学の精神を学べる科目の設置が必要である。

カリキュラム一覧表を学生ハンドブックへ掲載すると良い。

教育効果の測定・評価方法に関して、改善にどのようにつなげるのかについてはさらなる検討の余地がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4]

職業教育の効果測定ができていないことが課題である。

[区分 基準Ⅱ-A-5]

特になし。

[区分 基準Ⅱ-A-6]

授業改善のPDCAサイクルを意識することが課題である。

卒業する学生へのアンケート、実習について園から寄せられた学生の実習評価を分析、人材ニーズ調査、卒業生へのヒアリング調査、学生面談等の実施にむけて体制を整備する。

[区分 基準Ⅱ-A-7]

学習成果の獲得について、学生による授業評価アンケートの回答率を高めることが課題である。

[区分 基準Ⅱ-A-8]

学生の卒業後評価への取り組みについて組織的かつ定期的に評価を聴取し、結果を

学習成果の点検に活用できるシステムの構築が課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

学習成果について、教員間で情報共有を図り、一丸となり学習成果の獲得に向けた責任を果たしている。教員は、本学の設置趣旨およびディプロマ・ポリシーに対応して各授業科目のテーマ・到達目標を定め、到達目標ごとに評価方法・基準を示し、それらをシラバスにおいて明示している。学習成果の達成度は、授業科目によりそれぞれ比重は異なるが、期末試験、小テスト、課題・提出物、発表、取り組み姿勢を組み合わせ、それぞれの科目内容に適した多角的な観点から評価している。成績評価は GPA 制度を用い、半期ごとに成績の提示を行っている。

本学では、幼稚園教諭二種免許と保育士資格のダブルライセンスの取得が可能なため、それぞれの資格取得に必要な実習や実習関係科目では複数の教員が担当し、学習成果の獲得状況だけでなく、学生自身の内なる状況を把握するよう努めている。

学生による授業評価については、年 2 回、原則として前期・後期の最終講義後において「学生による授業評価アンケート」を実施している。これは、授業内容・方法、授業姿勢・取り組みについて、履修した学生の意見を広く聴取し、その結果を授業改善に生かすことを目的としており、専任教員、非常勤教員を問わず、実習科目を除く開講の全科目を対象にグレクサ（LMS）を用い、実施している。アンケート項目は全科目共通としている。学生はグレクサ（LMS）にログイン後、回答を行うため記名（学籍番号）式となる。実施後、すべての回答を教務委員会において確認し、アンケート結果を委員会内で共有している。また、アンケート結果は、専任教員、非常勤講師の全授業担当者にフィードバックされるため、各教員は授業評価の結果を十分に認識したうえで、自らの授業改善に役立てるとともに、授業・教育方法の改善の方策を立案し、教務委員会へ提出する。また、アンケート結果は事務局や図書館に配置し、学生や全教員がいつでも閲覧可能とすることにより課題を共有し、授業改善に向けた取り組みにつながっている。

授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整については、毎年 1 回、非常勤講師を含むすべての授業担当者に参加する「非常勤講師懇談会」を開催し、この場において全体的な意思の疎通や協力・調整が行われているが、令和 3（2021）年度は新型コロナウイルス拡大防止のため実施を見送った。そのほか、授業担当者間の意思疎通として、前述の教授会や学科会議において情報共有を通じて行っている。また、複数教員で担当する授業やゼミナールでは、授業内容について授業開始前や学期内にも不定期で複数回の打ち合わせを実施することにより授業内容の確認・調整を行い、授業担当者間での意思疎通を図り、連携・協力体制を整えている。さらに、シラバス作成時には「シラバス作成要領」に基づき、各授業科目の教育目的や目標を授業担当者間で共有確認している。教員は、学生の成果発表や学期末の成績評価の機会などに学生の学習成果を確認しつつ、担当授業科目の教育目的・目標の達成状況を把握し、それに従った評価を行っている。

学生に対する履修及び卒業や資格取得に関する指導について、特に年度初めの履修登録に関しては、学年ごとに実施するオリエンテーション時に行い、適切な履修となるよう指導している。また、ゼミナール担当教員が適宜面談を実施し、履修状況、出席状況、学修進度、学生生活上の懸念などについて、卒業、就職まで細やかな相談支援を

行っている。

次に事務職員の学習成果の獲得に向けた責任体制の現状について、事務職員は学習成果に関して教員と共通認識をもち、本学の教育目的・目標の達成状況を把握している。事務職員は関連する委員会に参加し、教育活動とその学習成果を事務職員も十分に把握し、教員のサポートと学生支援を中心に、学習成果の獲得や学生生活を全面的にバックアップしている。また、週 1 回開催される事務職員会議を通して学生の状況および情報共有を行うほか、業務改善について話し合い、学生支援体制の基盤作りにも努めている。

各課の職務は、学生の履修および卒業、就職に至るまでの支援を行うことであり、それぞれの職務を通して、役割を果たすことで支援している。本学では、学生の履修登録や成績管理など教務系の業務を「教学課」、各種奨学金の手続きなど学生生活面での業務を「庶務課」で取りまとめ、学習成果の獲得に資する職務分掌を遂行している。また、授業を円滑に行うための環境整備を行うだけでなく、学生の日常的な細かな疑問への対応などの業務を通して、個々の学生の学習成果の獲得に貢献している。そのほか、キャリア支援の職員は、他の教員とともにキャリア関係の科目を担当しており、個々の学生の学習状況や進路希望を詳細に把握するだけでなく、きめ細やかな学生指導と育成を図っている点が特筆できる。

学生の成績記録等については学園の「文書保存規程」に準じて、適切に保管管理している。

本学図書館では、学生及び教職員が積極的に図書館の学術資源を活用できるよう、蔵書の検索、相互貸借、視聴覚資料閲覧における機器の使用など、様々な点において個別の対応・相談体制を確立している。

具体的には、シラバス及び教職員の要望に基づいた参考図書の準備を実施している。また、保育者養成を行う本学の特徴に鑑み、紙芝居や大型絵本、視聴覚資料などについても順次整備を実施している。

本学では、新入生を対象に入学時のオリエンテーション及び 4 月の授業内にて図書館の利用に関するオリエンテーションを実施している。特に 1 年次前期より教員と連携のもと、複数の授業内において図書館を活用する機会を用意し、入学後の早い段階から実践的活動を通して、日々の学修において図書館及び各種資料を有効に活用する基礎を育成している。また 2 年次に対しては、年度初めのオリエンテーションにて論文検索方法、相互貸借、レファレンスの案内などの説明を行っている。さらにパスファインダーを作成し、資料としても「図書館利用の手引き」、「資料検索の手引き」を用意し、オリエンテーション時やゼミナール授業時に配布しているほか、図書館内にも常備し、司書が個別対応する体制を整えることで、学生が主体的に図書館を活用できるよう支援を行っている。

また、年に 4 回発行する「図書館だより」においては、図書館を身近に感じてもらえるように学生による絵本紹介コーナーを設けているほか、教員による図書館にまつわる思い出の紹介、各種イベント等の紹介を行ってきた。残念ながら、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、公開講座や図書館公開などの各種イベントを実施することができなかったため、それに代わるものとして教職員の推薦図

書の紹介や、教職員によるコラムを積極的に掲載することで図書館の利用の促進を図っている。なお令和3（2021）年度には、3名の教員による図書の紹介のほか、3名の教職員によるコラムの掲載を実施した。

令和元（2019）年度以降に「NACSIS CAT/ILL」を導入したことで、購入図書資料の登録や他図書館からの文献取り寄せ等の相互利用の際、正確かつ効率よく作業ができるようになり、利用者の利便性の向上が図られ快適な学習環境となった。

教職員には一人一台のパソコンが貸与され、学内のパソコンは授業や大学運営に積極的に活用されている。本学には、各教室に常設のパソコンは用意されていないが、貸出し用の共有パソコンを事務局に5台用意し、非常勤講師も含めて教員はPowerPointや視聴覚資料を積極的に活用できる体制を整えている。また、各教室にスクリーンやプロジェクターが設置されているほか、一部教室には資料提示装置や移動式大型モニター、移動式ホワイトボードなどが設置されており、授業内で資料提示等を積極的に行っている。

なお、令和2（2021）年度よりLMSとしてグレクサ（LMS）を導入し、これを授業補助として使用するほか、学生ポータルとしても活用している。このように、オンライン上における学内の情報周知方法を一本化することで、学生及び教職員の利便性の向上を図っている。

また学内には、各教室にLAN端子を用意しているほか、キャンパス内には無線LANアクセスポイントを各階に設置し、学内全域からインターネット環境の利用が可能となっている。そのため、教職員は授業等で使用するほか、学生も学内のブロードバンド環境を研究や学修に積極的に活用できるようにしている。また、学生が自由に利用可能なパソコンを情報処理室に55台用意しており、情報処理やゼミナール等の演習授業内で使用するほか、授業時間外においても利用できる体制を整えており、課題の作品製作やレポート作成に活用できるようにしている。なお学生貸出用パソコンは図書館とキャリア支援センターにも常備しており、各種の情報収集や研究等で使用することが可能となっている。

令和3（2021）年度は、学生とのオンラインでの連絡体制を構築するため、入学前講座や入学時のオリエンテーションを活用し、電子メールの使用やオンラインでの連絡が可能となるよう、学生向けの講座を数回実施した。また、LMSの積極的な活用を目的に、令和3（2021）年度前期の授業では、複数の授業間で連携している。それぞれLMSの複数機能を実際に活用する機会を用意し、対面授業が可能なタイミングからLMSを使用したほか、ICT推進チームを立ち上げ、学生及び教職員への使用方法に関する個別対応を実施し、全学的にLMSを活用できるよう工夫を行った。

さらに令和3（2021）年度後期には、県内のコロナ感染状況に鑑み、ハイブリッド型授業を含むオンライン授業を本格的に導入した。オンライン授業の体制として、学生及び教職員の学習コストやシステムの冗長性、そしてこれまでの授業実践において蓄積された教育方法の反映を考慮し、演習科目についてはZoomを使用したオンライン化を実施し、講義科目についてはYouTube Liveを使用したハイブリッド型授業を実施した。オンライン授業においてはこれらの方法を複合的に組み合わせることで、オンライン化されつつも効果的な学修を継続できるよう体制を構築した。オンライン授業の

実施にあたっては、ICT 推進チームが中心となりカメラやオーディオインターフェース等を教室に常設することで、より教育効果を高めることができるよう、新規に設備を構築した。また一部の教室を録画や配信可能なスタジオとして使用できるよう、パソコンやカメラ、アームスタンドやオーディオを常設した。また、本格的なオンライン授業の実施に先んじて、令和 3（2021）年 9 月には教職員、非常勤講師を対象とした研修会を実施するとともに、学生については 30 人程度を対象としたオンライン授業を受講するためのガイダンスを実施し、個別の対応をすることでオンライン授業が確実に受講できる体制を整えた。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続き者に対しては、入学後の学習や学生生活がより円滑になることを企図し、入学前講座として「大学の学び入門」「音楽・ピアノ入門」「保育教材研究入門」「保育専門職に向かって」を 4 日間計 8 時間、実施している。また、学科教員による入学前課題の冊子「すたーとあっぷ」を制作して入試合格者に対して課しており、アドミッション・ポリシーに則し、基礎学力の向上を図るとともに、入学後の学習にスムーズに入ることができるよう促している。内容に関しては短期大学での学びのために「学びの地図」「スケジュールを考えよう」「夢や希望を具体的にしよう」という課題項目を設定し、2 年間で学びをイメージし、明確な目標を掲げ、学修計画を立てる。このような取り組みを行うことで、入学前に大学での学びをイメージし、スムーズに入学後の学修へ取り組むことができる。また、大学での授業科目につながっていく課題もあり、提出された課題は学科教員間で共有することにより、充実した授業実施に資する基礎資料として活用している。この 4 日間の入学予定者の出校日の中で、入学者同士の交流

も行っているが、令和 3(2020)年度に関してはコロナ禍により 3 月の 1 日のみ実施した。さらに、入学案内、入学願書、学生募集要項のほか、大学公式インスタグラム、ツイッター等の SNS を活用し、本学の学びや学校生活に関する情報提供を行っている。

入学当初に新入生オリエンテーションを実施している。2 年間の履修の展望や免許・資格の取得をふまえた開講科目の説明と履修登録、学生生活についてのガイダンスを実施している。また、本学の学習支援システムであるグレクサ(LMS)の利用方法やアカウント登録、図書館やキャリア支援室等の利用の説明なども行っている。学生には「学生便覧」「実習の手引き」を 1 冊にまとめた「学生ハンドブック」を配布し、参照しながら説明を行っている。特に履修登録時には、資格必修の科目以外の選択に悩む学生に対し、教職員が相談に乗り、履修漏れがないように配慮している。「シラバス」は Web で確認できるようになっており、科目毎の初回授業内に、受講生に対し担当教員から説明を行っている。その際、授業内容や評価方法の説明に加え、関連する資格の説明も行っている。2 年次の学生に対しても、年度開始時にオリエンテーションを実施し、同様の説明を行っている。

学習の動機づけに焦点を合わせた学習方法や科目選択のためのガイダンスとしては初回の授業時にシラバスを参照しながら授業内容や評価方法についての説明を行っている。また、どの科目がどの資格に繋がるのかを詳細に説明を行い、学生が目的意識をもって学習に取り組むことができるようにしている。2 年次では、選択の学習において具体的にどのような学習をするのかを事前に教員から説明を行うようにしている。また、各学期において、1 週間の履修変更期間を設けている。学生が個々の科目の学習や実習について振り返るために履修カルテ作成を学生に課している。履修カルテは基礎ゼミナール、専門ゼミナールの科目で行い、担当教員指導の下、学生が学修の省察をし、授業の振り返りと次期の課題について考え、まとめることで目標を明確に学習へ取り組むことができる環境を整えている。

本学ではシラバスをグレクサ(LMS)上でアップし、いつでも学生が閲覧可能となるようにしている。また、入学時には学生ハンドブックを配布し、学生生活についての情報がいつでも見られるようにしている。さらに、本学では、独自の「実習の手引き」を学生ハンドブックに付随して配布している。実習までの流れ、実習の期間、必要な手続き、オリエンテーションの行い方、服装、お礼状の書き方といった基礎的な内容から応用的な内容まで細かく記載している。この手引きを使って学習の中でも各実習時期に獲得すべき学習成果・目的について指導することに加えて、学生自身がいつでも確認できるようにしている。基礎学力が不足する学生に対しては、ピアノ演奏などの技能の獲得を目指す科目において、個々の進度や希望に応じて、科目の担当教員によって休み時間や空きコマにおいて補講が実施されている。また、入学前教育として、ピアノの指導、文章表現・漢字の指導を行っている。

学習上の悩みなどの相談や適切な指導助言を行う体制として 1 年次には基礎ゼミナール、2 年次には専門ゼミナールとして専任教員に少人数の学生を割り当てている。そして、日頃から綿密に関わり、個別の相談に応じて指導・助言できる体制が整っている。また、ゼミナール担当教員以外にも相談や質問ができるよう、全専任教員のオフィスアワーを学生掲示板に掲出している。また、学生の意見箱を設置し、間接的に悩みや相

談ができるようにしている。さらに、実習、就職へサポートはゼミ担と連携して支援を行っている。

本学では通信による教育を行う体制は設けていない。

適切な指導助言を行う体制としては、全ての科目で欠席が 2 回となった早期の時点で教学課への報告義務を授業担当教員に課し、教学課からゼミナール担当教員に連絡がなされるよう整えている。日常的に綿密な関わりをもつゼミナール担当教員への周知と、それによる指導や相談によって失格者の低減を図っている。また、専任教員による定例の学科会議においては、学生の動向を議題とし、授業等における成果や意欲・態度といった学習状況や、配慮・指導の方針について共有・検討し、学習支援に役立てている。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援については、個別対応としている。公務員対策講座を 1 年次と 2 年次に開講し、理解度に応じて適切な内容を提示し、自主学習の時間の確保に努めている。また、技術面で進度に差が出やすいピアノ演奏技術を習得する音楽の科目では、習熟度別のクラス分けを行っており、習熟度の高い学生には、より表現面の技術を高めたり深めたりできるよう配慮している。

留学生の受入れや派遣については、現在実施していない。

学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策の点検として、授業の最終回には「学生による授業評価アンケート」を実施している。この結果を介して各学科教員間で授業改善に関する意見交換を行い、各担当科目の授業改善に活かそうとする取り組みを初年度から行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整え

ている。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学生の生活支援のための教職員の組織については、学生支援委員会が設置され、教職員が協同して職務を遂行している。学生支援委員会は毎月定例開催され、奨学金、健康診断、学生相談、クラブ活動、保護者懇談会等に関する項目について、協議及び情報共有を行っている。

クラブ活動、学園行事、学生会など、学生が主体的に参画する活動が行われるような支援体制としては、学生会やサークル活動、大学祭といった全体的な行事について、学生支援委員会より各担当教職員を配置している。令和3(2021)年度については、新型コロナウイルスの影響のため、大学祭は中止とした。

学生食堂の代替として、週1回のキッチンカーによる昼食の販売、売店の代替として、飲料と軽食の自動販売の設定をしている。宿舎が必要な学生に対して、学生寮や業者からのアパートなどの情報を希望者に提供して支援している。

本学は私鉄電車の最寄り駅から徒歩8分という立地であり、多くの学生が電車を利用して駅から徒歩で通学している。また、届け出た自転車での通学が可能で、学内に駐輪場が設置されている。

本学では日本学生支援機構奨学金についての案内と説明、申込みや手続きのサポートを行っている。また、三重県による保育士修学資金貸付制度について、入学前より案内して周知を図っている。

経済的支援は、本学独自の奨学金として令和元(2019)年度より「特別奨学金」を設けている。また、入試区分によるものとして「学校推薦型選抜（指定校）奨学金」「総合型選抜奨学金（旧 A0）」「学園内進学奨学金」を設けている。いずれも返還不要の奨学金であり、申請があつて所定の基準を満たす全学生に支給されている。

令和3(2021)年度に関しては、国の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に対して応募者が9名あり推薦を行った。

学生の健康に対する配慮として、本学2階に保健室を設置している。原則として医薬品の提供は行わないが、ベッドで休養させ、必要に応じて保護者や医療機関への連絡を行っている。健康管理としては年度初頭に全学生を対象とする健康診断を業者に来ていただき学内で実施しているほか、全学生に「ウェルネスチェックシート」への記入を求め、さらに教員による面談を実施するなど、心身の健康状態の把握に努めている。また、授業を2回欠席した学生を対象に主にゼミ担当が面談を行い、早期に学生の課題を発見して支援に繋げる取り組みを行っている。課題のある学生の生活や経済状況等について情報共有を行っている。

学生相談の体制としては、1年次の基礎ゼミナールから専任教員に少人数の学生を割り当てることにより、密接に個別の相談に応じられる体制を整えている。これ以外の学生相談の窓口として、全専任教員のオフィスアワーの設定のほか、学生支援委員

会において「学生相談」の体制を整えている。こうした相談体制以外として、2階学生ホール「学生の意見箱」として施錠できるポストを設置し、学生からの学生生活に係るあらゆる意見・要望を受け付けている。これは週 1 回、学生支援委員会委員によって確認され、学生支援委員会において対応が検討・実行され、また掲示板においてフィードバックを行っている。

社会人学生の学習を支援する体制として、定期的に個々で面談を行う機会を設けている。社会人学生については、学生募集要項に特別選抜社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）を明記しており、条件を満たしていれば入学金免除等一部免除の奨学金制度を設けている。

障がい者に対する支援については、現在在籍はしていないが学内のバリアフリー環境は整っている。

学生の社会的活動は小規模ならではの特徴をいかし、全学的に取り組んでおり、学生に対して情報提供を行う等、積極的に活動を支援している。就職に結びつきやすい自主実習については、「キャリア教育科目」等、地域の子どもを対象としたイベントや、児童館、子育て支援施設等に出向く体験型学習は「地域ボランティア実践（1年次）」にて活動している。また、表現系の総合的な学びである「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ（2年次）」では、「学生コンサート（2年次）」を行っている。半年以上の準備期間をとり、学生が主体となり企画・運営・演奏まで行い団結して取り組む事で、保育者に重要とされるコミュニケーション能力や表現力を身につける重要な行事である。今年度もコロナ感染対策を万全に行った上で、幼稚園、児童養護施設での訪問コンサートを成功させている。このように本学では、学習成果を発表する場を多くもち、学生が主体的に参画する活動が盛んである。また、多くの観客を前にした舞台発表の経験は学生の学習成果の獲得及びモチベーション向上にも大きく役立っている。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4 の現状＞

学生一人ひとりの卒業後の進路や将来の職業に関する考え方を段階的に身に付けられるように、1年次よりキャリア支援を展開している。

進路支援についてはキャリア支援委員会が主体となり、毎月 1 回のキャリア支援委員会において教職員が連携を取りながら一人ひとりにあわせた支援ができるように取り組んでいる。キャリア支援委員会は 3 名の教員と 3 名の職員で構成されているが、

その都度ゼミナール担当教員とも連携をとることで全学的な支援を行っている。

進路支援の拠点となる「キャリア支援室」を設置し、キャリア・コンサルタントの資格を持つ専任の職員が常駐、小規模校ならではの、きめ細やかなキャリア支援を実施するため個人面談を含めた相談、個別支援のための体制を整えている。

キャリア支援室には過去 3 年間の求人情報を地域別にファイルしており常時閲覧できるよう配置してある。また学生ホールには就職説明会等の情報を掲示することで学生が必要な情報提供に努めている。

また、教育課程内での取り組みとしての教養科目・必修科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講し、学生の職業意識を高め、社会的・職業的自立の支援をおこなっている。オムニバス形式により幼児保育分野で活躍している専門職を講師として招聘することで、職場で求められる「使命感や責任感」や遣り甲斐等を学ぶ機会もある。

公務員を受験する学生を対象にした就職試験対策として、1 年次後期に 15 回、2 年次前期に 15 回の公務員試験対策講座を実施している。2 年次の公務員対策講座では、受験予定の市町に応じた筆記試験対策講座を実施して 1 次試験の合格に向けて取り組んでいる。2 次試験対策では実技試験が中心となる事から専門分野の教員が中心となりより具体的な内容に特化した対策を講じている。公立の幼稚園・保育所への就業を希望する一人ひとりのニーズに応じた懇切な支援を実施している。

卒業時に「アルバイトや就職等に対する支援について」のアンケートを実施、結果をキャリア支援委員会で共有し、次年度の進路支援につなげている。

四年制大学への編入学、専門学校への進学、留学を希望する学生に対しは、個別に進学相談を実施しているが、未だ進学希望者はいない。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

教員の学習成果の獲得に向けた課題について、授業評価は学生がグレクサ（LMS）にログイン後、回答を行うため記名（学籍番号）式となる。そのため、率直な回答ができない学生が一定数存在する可能性を否定できない。この点については、今後の改善すべき課題となる。また、授業内容に関する授業担当者間での意思の疎通、協力・調整について、例年 8 月頃に「非常勤講師懇談会」を開催しているため、前期の授業を担当している非常勤講師との意思の疎通、協力・調整が不十分である。よって、今後は新年度始めに実施する方向で検討したい。そのほか、学生に対する履修及び卒業や資格取得に関する指導について、ゼミナール担当教員が学生の個別指導を行うにあたり、各学生の状況を多方面から把握しておくことが課題である。

これまで入学オリエンテーションにおいては図書館の活用についてガイダンスを行ってきた。授業開始後には適宜ガイダンスや利用案内を行っている。一方で、図書館の利用者数については特に授業との関係が大きいことから、より日常的に図書館を活用することができるよう、ガイダンスの時期やタイミング、方法について検討を行っていくことが求められる。また、授業と連携した図書の展示など、さらなる積極的な図書館活動の展開が求められる。

なお、学生の主体的な学習を支援できるようなラーニング・コモンズの整備は今後の課題となっている。

学生の学習成果については、現状、ゼミナール担当教員との関りによる平素の学習状況や意欲・対度の把握がなされているものの、各教科目の成績や GPA といった客観的な指標による、個々の学習成果に基づいた組織的な計画と実施が必要である。また、学生本人が自分自身の現状や不足について、主体的に把握することも必要である。その取り組みとして、成績発表時に「履修カルテ」の記入を学生自身が履修した科目に対し振り返りを行い、履修状況やその成果を再確認している。現在紙媒体で大学に保管しているため、学生個人が随時確認することが難しい状況である。双方が確認できるように、電子データでの入力・保管ができる環境を整える必要がある。

経済的支援については、日本学生支援機構の給付奨学金に併せて、本学独自の奨学金制度や経済的支援の見直しが必要である。

学生の健康管理については、保健室は完備しているものの相談できる体制が無く、カウンセラーを配置するなど相談できる体制を整えていきたい。

また学生生活に関しては、学生会が中心となり学生の意見や要望の聴取に努められるような組織の構築が求められる。

環境設備面においては、クラブ・サークル活動の拠点となるスペースが十分に確保できていないことも課題である。また学食や売店等の環境整備が整っておらず、学外の店舗で購入する他方法がない。そのため、敷地内に、昼食等の学生サービスを整えていくことが課題となる。

現時点で 3 期生が卒業をしており概ね希望通りの進路先への就職となっている。資格を活かした就職先への進路支援が主となっているため、一般職(資格以外)での求人情報が少ない事は課題となっているとともに、資格を取得しなかった学生への就職支援体制が充分でないと思われる。就職支援情報を得る手段としてキャリアを意識することとなる大きなきっかけとして各実習が挙げられるが、実際に実習を行うのが 1 年次後期授業終了後の春期休暇内や、2 年次前期に集中し、キャリアを意識した自主実習・園見学等の時間を確保するのが難しい事も課題であり、実習担当チームと連携をして実習先の情報を就職支援に活かせられるように情報共有をすることが重要だと思われる。

また早期に進路やキャリアへの意識を高め、資格を活かせるアルバイトやボランティアを経験する機会を意識的に持てるような情報配信の工夫が求められる。今後は教務委員会とも連携し、就職活動がしやすい様な時間割の工夫も必要と考えられる。

学生の就職活動状況には個人差があるため、ゼミナール担当教員とも就職スケジュールを共有し双方が進路面談することで個々の活動状況を把握していきたい。コロナ禍で就職先である施設へ出向くことがなくなり、直接情報収集する機会がなくなっている。次年度は、施設に了解を得て短大から積極的に訪問して求人情報や求める人材のニーズを調査する必要がある。

求人検索に関しては、本学のホームページに学校受付の求人票、会社説明会、就職セミナーなどの情報を掲示して、学生は随時検索ができるように整備していきたい。

今後は卒業時に実施しているアンケート、就職先へのアンケート、卒業生へのアン

ケートを実施して課題を検討することで在学中に必要なキャリア支援や教育課程内での取り組みや学習指導等を検討していく必要がある。進路意識や生活環境、資質・能力面において多様な学生が在籍しており、内面的な課題を抱えた学生も増加傾向にあり、これまで以上に学生一人ひとりの意向や状況、就職活動スケジュールに合わせた個別支援が求められる。また早期離職者の離職理由を可能な限り把握して卒業後の支援を強化するとともに就職先との信頼関係構築に一層努めることが重要だといえる。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

認証（第三者）評価未経験であるためなし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

各学科・専攻課程のカリキュラム・ポリシーを開学時に策定し、これに基づいて教員組織を編成している。教員組織については次表のとおりである。教員数は、設置基準数 11 名に対し 11 名の専任教員を配置しており、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。なお、非常勤教員 19 名を配置している。

令和 3（2021）年 4 月 1 日

学科名	専任教員数				設置基準で定める数		助手
					学科の種類による教員数	入学定員による教員数	
幼児保育学科	6	2	2	1	6	5	0
計	6	2	2	1			

専任教員全体では 11 名（助手を除く）の必要数に対し 11 名が在籍している。学科あるいは本学全体いずれの単位においても、短期大学設置基準に定める必要人数を充足している。また、各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、専任教員ならびに非常勤教員 19 名を配置している。なお、設置基準に基づく教授職の 3 割以上配

置（4名）については6名の教授職を配置している。

また、専任教員の年齢構成が高い方に偏っている（65歳以上が11名中5名 45.5%）ため、定年規程等の見直しを図るとともに、30～40歳代の若手の採用や育成を通じて、教員年齢の偏りの改善を図っている。専任教員の任用にあたっては、「ユマニテク短期大学専任教員資格審査基準に関する内規」を遵守し、「ユマニテク短期大学運営委員会」および「ユマニテク短期大学人事委員会」の議を経て、教育能力、研究能力及び人格・識見、学会・社会活動、経験、業績等を総合的に勘案して、本学の専任教員としての資質を確認している。これらは、短期大学設置基準に定める教員の条件を満たしている。

専任教員の昇任に際しては、前述の内規に定める昇任の条件が定められており、これらの条件を満たした者から、所属長（学科長）が人格・識見、学会・社会活動などを勘案して学長に候補者を推薦し、教授会の議を経て理事長が決定している。なお、自己申告制も導入しており、昇任希望者が自己申告してきた場合も前述の経緯で決定している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、本学幼児保育学科の教育課程の編成・実施の方針に基づき、教育課程における担当科目や自身の専門領域で積極的に研究活動を行い、各自が所属する学会等を通じて発表している論文や学内における共同研究および科研費への申請を含め、教育方針や専門領域に基づいた研究として成果を上げている。その成果は、それぞれの所属する学会等において論文発表や研究発表等として公表するほか、本学の紀要である『ユマニテク短期大学紀要』や『ユマニテク教育研究所紀要』等でも公表し、毎年度

末に教育研究業績を本学に提出している。本学の紀要等に発表された論文に関しては、リポジトリとして公開し、本学公式ウェブサイトにおいて教育研究業績を公表している。また年度ごとに行う学科長との面談では、研究活動についての進捗状況等を聞き取り、さらに活発に研究活動が行われるように促している。なお、教員が行っている研究テーマ等は、ホームページ上で「教員紹介」としてわかりやすい形で一般に公開しているほか、それぞれの教育研究業績に関しては「researchmap」において掲載し、開示している。

また本学では建学の理念に基づき、本学教員の研究活動の活性化や学外の研究者との学術交流、研究成果の公開などを目的として「ユマニテク教育研究所」を設置し、令和 3 (2021) 年度より「ユマニテク教育研究所紀要」を年に 1 回発行している。今後は、地域とのさらなる連携を図り、リカレント教育などの開催なども計画されている。

科学研究費補助金（科研費）あるいは外部研究費等の獲得については、残念ながら、開学以来、その獲得までには至っていないが、科研費に関しては令和 2 (2020) 年度は 1 件、令和 3 (2021) 年度は 2 件申請を行っている。なお過去の応募に関しても、いずれも不採択であったため、今後は研究助成の応募情報のさらなる周知に努め、次の機会につなげていきたいと考えている。

本学では、専任教員の研究活動に関しては、「14 研究倫理規程」として、研究費の不正使用防止、研究倫理の充実等を目的に整備を進めているほか、「ユマニテク短期大学研究費規程」および「ユマニテク短期大学研究費規程施行細則」を整備している。

本学では、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、コンプライアンス研修会および研究倫理研修会をそれぞれ年 1 回、開催している。また、専任教員に対し、日本学術振興会主催による「研究倫理 e-ラーニング」の受講を推奨している。

なお令和 3 (2021) 年度の研修内容は、以下の通りである。

令和 3 (2021) 年 9 月 28 日コンプライアンス研修会（研究倫理映像教材「THE LAB」(JST) 視聴など）
--

令和 4 (2022) 年 3 月 22 日研究倫理研修会（JST の資料に沿って説明等）

専任教員の研究成果を発表する場として、『ユマニテク短期大学紀要』（平成 29 (2017) 年度より）を年 1 回発行しているほか、令和 3 (2021) 年度より本学附属の教育研究機関であるユマニテク教育研究所からも『ユマニテク教育研究所紀要』を年 1 回発行している。また、ユマニテク短期大学個人研究費成果報告書をホームページに公開している。

すべての専任教員に対しては、学内 LAN を整備し、パソコンとカラーレーザープリンターが設置された個室の研究室が配当されており、授業準備等が快適に行える環境を整備している。また必要に応じて、「オフィスアワー」にも活用されているほか少数のゼミナールも実施できる十分な広さを確保している。

専任教員には毎週 1 日の研究日が与えられ、研究や研修等を行う時間が確保されている。

また授業や学内業務の時間以外で、各自の研究テーマに基づく研究が積極的に行われている。夏季・冬季・春季等の長期休暇期間は、研修を願い出ることにより研究等に充てることができるようになっている。

FD 活動に関しては FD・SD 委員会によって制定されており、教務委員会において複数回協議し、年に 3 回以上は学外から講師を招聘し教職員の研修を行っている。また、例年 8 月には付属機関であるユマニテク教育研究所が主催する「ユマニテク教育フォーラム」に積極的に参加し、外部の講師招聘にとどまらず研修の共同企画・設計を行ったり、登壇者として発言する機会を設けている。

こうした複数回におよぶ FD 研修会を通して、教員は授業改善や教育方法の開発を定期的に行っており、その成果は、「ユマニテク短期大学紀要」「ユマニテク教育研究所紀要（発刊予定）」にて毎年成果報告をしている。

さらに FD 活動の効果的実施のため、教員だけにとどまらず職員も SD 研修として合同研修を実施する方針をとっている。また FD・SD 活動については、100%の受講を目指し、対面研修だけでなくオンライン研修、オンデマンド研修のハイブリッド型の研修を今年度より実施している。参加者へは「リフレクションシート」の記入をもとめ、FD・SD 委員会での検証をはかり改善につとめている。よって、専任教員、非常勤教員は短大事務局と連携し、学生の学習効果の向上へ向けて全学的な支援を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の構成及び事務分掌については、「ユマニテク短期大学管理運営組織及び事務分掌規程」に基づいて規定しており、法人本部は経理、人事などの管理業務を統括し、教学に関する事務業務は短期大学事務局で執り行いそれぞれの責任体制が明確になっている。事務分掌には、庶務課、教学課、入試広報課、キャリア支援室、図書館が設置されており責任者が配置されており責任体制は明確である。事務職員はそれぞれの事務をつかさどる専門的な職能を有している。各職員は業務遂行のための知識の習得に努め業務を支障なく遂行している。職員の配置については、個々の能力や適性を考慮したうえで担当課に配属している。過去には、適宜、法人本部との人事異動を行ってきた時期もあったが専門職事務職員を養成する観点から短期大学内で業務に専念できる体制を整えている。

インターネットが使用できるパソコンは一人に1台貸与されており、プリンターを含む複合機や備品も整備されている。事務所内には学習成績等の入力をするためのパソコン、学生募集に係る処理をするためのパソコンは別に配備されており、学内はネットワークで各種情報やデータの共有を図っている。情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用しており、その記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。別室には裁断機、保管用紙などが設置してあり、情報機器及び事務用備品は十分に整備されている。

SD活動に関する規定は「ユマニテク短期大学FD・SD委員会規定」が整備され実施されている。SD研修内容は、FD・SD委員会で検討され本学に必要なテーマを適宜検討・実施している。幅広い分野で実施し外部講師を招聘して実施する研修会以外にもユマニテク教育研究所の職員が担当することで教職員自身の知識が深まり教育研究活動をはじめ高等教育機関としての教育活動のレベルアップにつながっている。以上のことから、SD活動に関する規程を整備し適切に実施している。

また職員は1週間に1回程度、業務の進捗状況に関してのミーティングを実施しており各業務における課題や問題点を共有し適時業務改善を行っている。以上のことから日常的に業務も見直しや事務処理の点検・評価を行い改善している。

教授会をはじめ各委員会や主要な学内外の会議には職員も参加し教職員とも連携を密にしながら学生の支援にあたるなど学習成果を向上させる為の業務を推進している。学長が掲げる教職協働の事務職員としての役割を担っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の課題＞

本学のような小さな規模の短期大学では、教職員数に限りがあり、一人が複数の業務を担当しているため、負担が大きく事務事業の進捗状況に停滞が生じないように注意する必要がある。経営上人件費の増加は極力抑えなければならないため、小さな組織で大きな効果を発揮できる組織の在り方を検討していかなければならない。また専門的知識の取得や能力・資質の向上を図る為の研修時間の確保や外部研修に参加する機会がコロナ禍において十分に取れない状況にある。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程については、「就業規則」をはじめ、下記の規定等を整備している。

【学校法人大橋学園の法人規程として】

- ・就業規則
- ・育児休業および育児短時間勤務に関する規定
- ・介護休業に関する規定
- ・休職期間の給与等に関する規定
- ・教職員任免規程
- ・給与規定
- ・退職金規程

【ユマニテク短期大学の規程として】

- ・ユマニテク短期大学非常勤講師に関する規程
- ・ユマニテク短期大学教員免許更新講習等特別手当支給基準
- ・ユマニテク短期大学特別招へい教授規程
- ・ユマニテク短期大学客員教授及び客員准教授等に関する規程
- ・ユマニテク短期大学教育職員定年規程

上記諸規程の周知については、教職員が閲覧できるデータサーバにて閲覧が可能となっているほか、就業規則については、印刷したものを各校の事務局に備付け、常時閲覧ができるようになっている。各規程は、法律の改正等に合わせて随時見直しを行い、必要に応じて改廃、整備を行っている。改廃、整備を行った場合には、速やかに教職員へ周知し、最新の規程に基づき教職員の就業を適正に管理している。

教職員の就業に関する規程としては、「学校法人大橋学園就業規則」等を適用している。また、毎年4月に新規採用教職員を対象に、就業に関する規程や学内ルールをはじめ、建学の精神、教育理念、教育方針等について研修を実施している。「学校法人大橋学園就業規則」は教職員が常時閲覧可能な状態であり周知されている。各規程は随時見直しを行い必要に応じて改廃を行っており全教職員に周知している。

時間外勤務の状況については毎月法人本部に報告しており時間外勤務を把握、分析し必要に応じて教職員に適切な労務管理を促す通知を行っている。

また、安全衛生管理計画を策定し教職員に周知している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

学科での必要教員を短大設置基準の定数11名と同一となっており余力人員がない状況である。さらに、65歳以上教員が40%を超えている実態は早急に改善が必要である。教員採用計画及び人事考課制度等を活用するなどして、准教授、講師、助教の若手教員の確保と昇任を検討するなど教員人事計画の立案と実行が急務である。また、教育課程の編成方針に基づき、教員の専門性のバランスや適正配置、非常勤教員と専任教員の教科間連携などをはかるとともに、外部委員を招き教育課程編成（改善）委

員会を結成し、客観的評価や人事採用にあたってのアドバイスをいただく機会について整備する必要がある。

また、本学は助手採用がない状況であるため、補助教員体制の整備が遅れていると言わざるを得ない。事務職員の適正配置とともに教員の補助体制についても検討をする必要がある。政府主導での「働き方改革」が進む中で特に教員の負担軽減と研究時間の確保に資するため専任教員の余力を備えた採用が急務であるとともに、高齢教員に於いての負担軽減策（役割分担や勤務時間の見直し）を実施する必要がある。

さらに、幼児保育学科の専門性を考えると教育・保育現場の実務家教員の採用計画をすすめる現場との連携教育、実務的な教育・指導体制を整える必要性がある。若手教員は特に学内庶務に従事し資質向上を図ることも大切であるが、大学教員としての精神的サポート等が必要なことから、例えばメンター等を設けるなど個別支援をしていく体制も急務である。

各部署における業務体制について、より精度の高い業務が求められており、多様な教育環境の中、IT・情報化時代にふさわしい業務体制の確立と業務の効率化を図っていく必要がある。

研究活動における外部資金の獲得に向けての応募は少数であり、より一層研究環境の充実を図るなかで教職員の意識改革を進めていく必要がある。また大学と地域が連携した研修会の実施などの外部資金の獲得にもつなげていきたい。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学は、三重県四日市市南浜田町 4-21 の 1 か所のみである。校舎敷地は 1,485.95 m²、運動場用地 887.96 m²、用地合計 2,373.91 m²であり、校舎は 3,194.79 m²で、短期大学設置基準面積を十分に満たしている。バリアフリー対策として、外部からの出入り口にスロープを設置、エレベータを利用して上層階の教室等へ行くことが可能となっている。また、3 階に多目的トイレが設置してあり、車椅子での利用可能となっている。

授業等を行うための講義室 5 室、演習室 2 室、実験・実習室 1 室、情報処理室 1 室、を有しており、教育上支障をきたすことはない状況である。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は有していない。

本学では情報処理室にノートパソコンを設置している。また、学内では無線 LAN によりネットワーク接続ができる教育環境を整えている。

図書館の専有延床面積は 196 m²あり、蔵書数は 10,230 冊、電子書籍は 565 冊、学術雑誌は 32 誌（受入数）、AV 資料は 232 点である（令和 4（2022）年 3 月 31 日現在）。座席数は 62 席となる。大学図書館としては極めて小規模ではあるが、現状の学生数に鑑みて極端に不足しているともいえず、適切な面積の図書館を有しているといえよう。

図書館では、保育・幼児教育関連の専門書・実用書を専門書架に配架しており、さらに保育・幼児教育の実践に関する書籍は「保育実践コーナー」を設置し、学生が活用しやすいように工夫している。授業用の領域別参考図書、関連図書についても随時補充している。

図書の選定については、学習用推薦図書（教員対象）や購入リクエスト（教職員・学生対象）を随時募っており、年に 4 回、図書学術委員会での選書によって決定している。また、開学以来、紙芝居や絵本の充実を図っている。

購入図書選定や廃棄は、「ユマニテク短期大学 図書館資料の選択に関する内規」、「図書館資料収集・管理規程」に則り処理をしている。廃棄は同規程に則り、汚破損のほか蔵書点検を実施し 3 年以上紛失しているもの等を対象として廃棄・除籍処分を行うこととしている。なお蔵書点検は、毎年 9 月と 3 月の年 2 回実施している。

体育館の面積は、506.60 m²あり、体育系の授業や課外活動のほか授業日以外の休日にも利用でき、有効活用されている。

令和 3（2021）年度については、新型コロナウイルス感染防止対策として、場所を特定することなくオンラインでの授業配信・受講など遠隔授業を実施できる体制を整え

た。LMS を積極的に活用し、教室以外の場所で授業を行うための最低限の環境を整えることができたが、多様なメディアを高度に利用できる環境整備が必要である。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学は、「学校法人大橋学園経理規程」、「学校法人大橋学園資産運用規程」を定め、これら諸規程に基づいた処理が適切に行われている。

学科をはじめ各委員会の事業計画の作成にあたり予算請求時に各教室設備の改善等を盛り込んでいる。随時、教職員からの改善意見に可能な限り対応している。

自然災害、重大事故、犯罪、伝染病などに対応するために「学校法人大橋学園防災管理規程」、「学校法人大橋学園危機管理規程」を整備しており、あらゆる機会をとらえて学生及び教職員に周知徹底を図っている。また、火災報知器・緊急通報・放送システム、消火栓、防火扉の定期点検を専門の業者に依頼するとともに、全学避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めている。学生に対しては「学生ハンドブック」に記載するとともにオリエンテーションで非常口、AED の設置個所等の確認をして想定できるあらゆる危機に対応できるよう努めている。

情報機器においては、サーバーのウイルス駆除サービスを受け、未然に外部からの不正行為に対処している。また、データについては、サーバーコンピュータの本体には保管せず、外部記憶媒体を使用している。記憶媒体の学外持ち出しは厳禁している。特に、教務関係の成績データや学生の個人情報については、外部から侵入できない独立のパソコンで管理している。また日頃から個人情報の取扱いについては、会議などで注意を喚起している。災害に備え飲料水の備蓄も行っている。

省エネルギー対策については、環境保全の教育を実施するとともに、事務所内に「省エネルギーへ対策」のポスターを掲示するとともに全教職員に協力を呼び掛けて実施している。エアコンの温度設定と使用期間に関しては事務所で集中管理を行い、学生にも周知し省エネルギー対策を実施している。また、ゴミ処理も分別できるようにゴミ箱を配置し、廃棄物のリサイクルにつながる様に分別回収を全学的に推進している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校地・校舎の面積は配置基準を満たしており、運動場も整備されていることから課題はないと考えられる。また、講義室、保育実習室、音楽室、図工室の機器備品等についても特に問題はないかと考えるが、限られた予算の範囲内で ICT 化を進めていく上での教育環境整備が課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学は令和 3（2021）年度に「ICT 推進チーム」を立ち上げ、本チームが中心となって学内における情報設備の管理、体制構築や技術的な運用を行っている。本チームは学内の各委員会から選出した教員及び職員によって構成されており、教育課程編成・実施の方針に基づいて、ICT 環境の構築に関する体制の構築、技術的支援、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

本学では 1 年次に「情報処理Ⅰ・Ⅱ」の授業がカリキュラムとして組み込まれているほか、令和 3（2021）年度入学生より、新型コロナウイルス感染症拡大時を想定し、入学前講座において Web メールサービスの使用や電子メールを使用した大学との連絡手段について指導を行っている。また入学時のオリエンテーション、1 年次前期のゼミナ

ール内において、本学が採用している LMS であるグレクサの使用方法について ICT 推進チーム所属教員が中心となって指導を行っている。さらに教員間で連携し、1 年次前期より複数科目の授業内でのオンラインサービスの使用や LMS による課題提出の機会を順次取り入れており、学生が実践的に情報技術を獲得できるよう計画的に指導を実施している。学生には併せて情報技術に関するモラルやマナー、情報リテラシーの重要性について指導を行っている。教職員に対しては、令和 3（2021）年度はオンライン授業の実施や LMS の活用を想定し、不定期で研修を実施した。9 月 14 日には非常勤講師も含むすべての教職員を対象に、遠隔授業・オンライン授業にかかる研修を実施した。くわえて、オンライン授業の実施にあたり、学生及び教職員には、ICT 推進チームが個別で対応する体制を整えている。

本学では、ICT 教育に関わる施設・設備として、情報処理室(407 教室)を設けており、学生の情報技術の習得と活用に大きく貢献している。学生が授業や課題で使用するためのパソコンを 55 台確保し、これらを情報処理室にて管理している。OS(オペレーティングシステム)やアプリケーションソフトについては、ICT 推進チームに所属する事務職員から管理担当者を置き、長期休暇の期間を活用し大規模なアップデートを実施しているほか、各機の状態を判断し、必要に応じて小規模なアップデートやメンテナンスを行い、授業に支障がないよう工夫しながら、適切な状態を維持している。

本学では、技術的資源の分配を常に見直し、活用している。特に学生用パソコンについては導入から 4 年の時間が経ち、機器性能に劣化が見られ動作が不安定となったり、使用中にメンテナンスが必要となる個体が現れることがある。日常的に使用している教員用パソコンについても同様に状態に劣化が見られる個体がある。そこで管理担当職員は学内のパソコンについて管理簿を使用し状況の記録と判断、適宜メンテナンスを行っている。また、ネットワークシステム及び各ネットワークプリンタは日常的にチェックを実施しているほか、各教室に設置された情報機器についても利用状況や状態について定期的に確認し、必要があればメンテナンスや入れ替え、修理等に対応できる体制を構築している。

本学では、開学時より教職員には一人一台のパソコンを貸与している。これらのパソコンについては、授業や業務に必要なソフトウェアがプレインストールされたうえで導入されている。また非常勤講師が授業等で使用するための教職員貸出用パソコンを 5 台を確保している。また令和 3（2021）年度後期では、オンライン授業を実施するため新たに 3 台のパソコンを導入し、配信及び撮影用に常時パソコンを設置した。

本学では各階に LAN を整備し、全学的に利用可能になるよう整備している。各教室や図書館については有線 LAN が使用できるコネクタが用意されているほか、学内の各階に無線 LAN アクセスポイントを整備しており、パソコンだけでなくスマートフォンや各自の個人端末を使用してオンライン環境が使用できるよう体制を構築している。

本学の授業実践として、実技に関する演習科目では、手元の細かい動作を教室後方まで見せるため資料提示装置とプロジェクターや大型モニターを使用するなど、各授業の担当者が、より効果的な授業を展開するため各種の情報技術を積極的に活用している。他にも、各種の課題や調査提出の方法として、Google フォームやグレクサ (LMS) などを積極的に活用し、状況の管理などを積極的に行っている。また、令和 3（2021）

年度後期にオンライン授業が実施された際には、講義科目についてはハイブリッドでの実施とし、演習科目については授業の方法や内容に合わせて YouTube Live と Zoom、グレクサ（LMS）の映像教材機能を選択もしくは組み合わせる体制を構築した。そこで教員は、より効果的な授業が展開できるよう、各自の授業方法に合わせ最適な方法により授業を行った。

情報処理室(407 教室)に用意している学生用パソコンは、無線 LAN 機能を搭載したノート型であり、授業時間外では学内での貸出も実施しており、情報処理室に限らず、学内の他の教室や学生ホール、教員の研究室や図書館やキャリア支援センター等、各自の目的に合わせて多様な利用ができるようにしている。また情報処理室には学生用のプリンターが設置されており、各学生用パソコンから印刷ができるよう体制を整えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

本学の学生用パソコンについては、導入より 4 年が経過し、各種動作に劣化がみられるようになってきている。また、WEB カメラが標準で搭載されていないなど、現在の状況に合わない性能となっている。パソコンの入れ替えに合わせて、個人用端末の選定が課題となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

令和 3（2021）年度後期は、三重県内の新型コロナウイルス感染症拡大のため、後期の授業をクラスごとの隔日出講としたため、対面授業とオンライン授業を並行して実施することとなった。そこで、以下の技術的資源を増強した。まず、学生の家庭でのオンライン状況について調査を行い、学生全員がオンラインでの受講ができる環境を確認したうえで、ハイブリッド型授業を実施するための Google アカウントの導入と、オンライン授業を実施するための Zoom ライセンス契約を締結した。また、学生の家庭でのネット環境のトラブルを想定し、学内で受講できるスペース及びヘッドセットを用意した。くわえて、新たに配信用機材として WEB カメラ、一眼レフカメラ、三脚、オーディオインターフェース、マイク、マイクスタンド、アームスタンドを最大同時稼働数である二教室分に加え、映像教材を録画するためのスタジオとして使用する一教室分の合計三教室分を新規に構築した。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

令和元（2019）年度以降の直近 3 年間の財務状況は、法人全体では、事業活動収支は 3 年とも収入超過となっており、年々黒字額も増加しており、順調に推移していると言える。これは、令和元（2019）年度に改編し、新学科設置や定員増を行った名古屋ユマニテク調理製菓専門学校と名古屋ユマニテク歯科衛生専門学校の学生数が順調に推移しており、その分学生生徒等納付金収入が増加したことが主な要因と考えられる。資金収支についても順調に推移してきたが、名古屋地区の事業拡大を想定して、令和 3（2021）年度に名古屋市に事業用地を購入し、その費用を借入金と手持ちの現預金で支払ったため、令和 2（2020）年度に比べて令和 3（2021）年度は期末の現預金残高が減少している。これを受けて、貸借対照表についても、令和 3（2021）年度は総資産額、総負債額ともに大きく増加しているが、純資産額については、前年比 229,365 千円の増額となり、健全に推移していると言える。

短期大学部門だけに絞って見ると、開学から 5 年が経過した令和 3（2021）年度も支

出超過が続いている。これは、入学定員充足率が当初の計画通りに推移しておらず、学生生徒等納付金収入が伸び悩んでいることが主な原因である。（入学定員充足率は、平成 29（2017）年度が 31%、平成 30（2018）年度が 55%、令和元（2019）年度が 63%、令和 2（2020）年度が 65%、令和 3（2021）年度が 61%である。）年々支出超過額は減少してきているものの、まだ収入超過となるには努力が必要で、引き続き入学定員の充足に注力していく。現在は、併設する専門学校が好調に推移しており、法人全体としては短期大学の支出超過分を十分にカバーできており、短期大学の存続は可能であると判断している。

退職金については、退職金規定に基づき、短期大学の教員については公益財団法人私立大学退職金財団（以下「私大退」という。）に加入しており、私大退からの給付額が不足する分については毎年度退職給与引当金を計上している。また、短期大学の職員や他の部門の教職員は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）に加入しており、退職金は中退共から支給される。

短期大学の教育研究経費比率は、令和元（2019）年度が 42.4%、令和 2（2020）年度が 37.5%、令和 3（2021）年度が 40.9%となっており、基準となる 20%程度を大きく超えている。

会計監査は、公認会計士 2 名と監査契約を締結し、計画的に実施された。監査人からの質疑事項については丁寧に対応し、適正意見をいただいている。

寄付金の募集については、令和 3（2021）年度から専門学校部門にて積極的に活動を始めたものの、収入における寄付金の割合は低い。多様な財源確保を目指して、今後は他部門でも寄付金が獲得できるように活動していきたいと考えている。なお、学校債は発行していない。

入学定員充足率は、前述の通り、直近 3 年間は 60%台を推移しており、収支バランスをとるためには 80%台への底上げが必要と考え、引き続き入学定員充足率の向上に努めていく。入学定員充足率が上昇すれば、必然と収容定員充足率も上昇するので、それまでは、なるべく不要な経費は削減し、支出超過額を最小限にするよう努めている。

事業計画と予算については、各部門にて素案を作成し、法人本部にて集約・調整したものを毎年度 3 月に開催される評議員会と理事会にて審議・承認され、決定している。決定した事業計画と予算については、速やかに各部門に通知し、予算執行及び日常的な経理業務については、学校事務局と法人本部が連携して行っている。出納決裁については、関連規程に基づき定期的に責任者が承認したものを実行している。また、資産及び資金の管理と運用については、本部経理責任者が理事長に報告・相談し、安全かつ適正に管理している。なお、理事会の承認が必要な場合は理事会を招集し、承認を受けている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

開学 6 年を迎える短期大学であるが、今後の中長期的な将来像は必ずしも明確になっていない。建学の精神である、地域に必要とされる次世代を養成する責務を果たしていくために、今後とも地域社会にとって高等教育機関として社会貢献をしていくために情報の収集、分析活動を定期的に行っている。

経営方針や経営状況等を含めた情報については理事会において議決された議事、案件等の情報を教授会等において報告をしている。また、予算策定時においては、重要事項については各委員会において計画素案を作成するなど適宜意見聴取を行っている。

外部資金の獲得については、令和元（2019）年度から国の補助金申請が可能となり、経営基盤が安定してきているものの負債状況が続いている。この要因は、帰属収支の構成比率は 8 割以上が学生生徒等納付金であるが、開学以来定員 80%を達成していないことから収支不全の状況である。さらに、外部資金の獲得、各種補助金を活用した付帯事業は実施しているものの、必ずしも計画的・組織的な推進体制となっていない。

また、人事採用及び人材育成など適切な中長期計画の取り組みができていない。開学 6 年を迎えるが施設設備については不十分な点も多い。このようななか、運営委員会での方針のもと、教職員一丸にて、支出を最大限におさえて、法人各部署の連携をもとにバランスがとれた収支計画の実行がされている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

今後、事業活動収入の中で収支の均衡を図っていくことを目標とするが、まずは開

学以来の課題である学生募集をいかに行き、収容定員に近づけていくかが大きな大事な課題である。学生募集比率 80%を達成する、学生募集計画を短中期視点にて計画立案と実行が必要である。現在、構想中の人事考課制度を導入するなど現任教職員の適格な評価制度とともに、教職員の採用計画の立案と実行が急務である。さらに、小規模短期大学ではあるが、各種教育機器、教育教材、図書教材、ICT 関連の機器の整備は逐次整備し、魅力ある学修環境の整備は学生募集にもつながる重要施策であるため備品整備計画の立案と実行が必要である。

主な財源となる学生納付金等だけでは十分とは言えないので、国の補助金等の外部資金の獲得も含めて年次計画により予算化をし、確実に獲得することを目標とする。また、外部付帯事業については、現在、教員免許状更新講習、放課後児童支援員委託事業、子育て支援員養成委託事業等の県補助金を活用した自主財源を確保する事業を実施しているが、必ずしも、組織的・効率的な実施となっていないことも課題である。外部付帯事業の精査や業務部門の確立が必要であるとともに、その費用対効果や労力対効果の見直しや計画的な推進が必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

認証（第三者）評価未経験であるためなし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成 14（2002）年 5 月に現職に就任し現在に至っているが、その間の平成 15（2003）年から平成 23（2011）年まで設置校である精和学園文化・ファッション専門学校の校長を兼務していたほか、ユマニテク短期大学開設時の平成 29（2017）年 4 月には短期大学の学長に就任し、平成 31（2019）年 3 月までの 2 年間にわたり学長を務めた。また、姉妹法人であるみえ大橋学園の理事長を、昭和 50（1975）年 10 月から平成 20（2008）年 3 月までと、平成 29（2017）年 6 月から現在までの約 37 年間にわたり務めており、理念を共有する両学園の建学精神・教育理念や、教育目的・目標を理解し、その経験を踏まえて常に強いリーダーシップを発揮し、法人全体の運営に関

わり、学園の発展に寄与してきた。

理事長は、寄附行為第 14 条（理事長の職務）に定める通り、学校法人大橋学園を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為第 35 条（決算及び実績の報告）の定めに基づき、理事長は毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めており、適切に業務を執行している。

理事長は、寄附行為第 17 条（理事会）の規定に基づいて理事会を開催し、以下の通り学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、理事長が招集し議長を務めている。理事会は、中期計画・事業計画等の策定に関して審議を行う等、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、関係法令の改正等の情報を共有し、学則変更や定員変更を審議する等、短期大学を始めとした設置学校の運営に関して法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要に応じて改定等を行っている。

理事は、以下の通り法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

理事の選任に関しては、私立学校法第 38 条（役員の選任）に基づき、寄附行為第 8 条（理事の選任）を定め、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有したものを選任している。理事の人数は、寄附行為第 7 条（役員）に 6 人以上 8 人以内を置くことと定めており、現在 8 名が就任している。

また、寄附行為第 12 条（役員の解任及び退任）第 2 項第 4 号に、役員の退任理由として、「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき」と定めている。私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号には、「学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者」と規定されていることから、寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人及び短期大学の経営を先導するリーダーシップと経営責任を果たしている。また、私立学校法、学校教育法等の法令改正に対応し、寄附行為や規定等の策定・改正も適切に行われ、理事会を始め、理事長を中心とした学校法人の管理運営体制が確立されており、特段の問題はない。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

毎月 1 回開催される「運営協議会」（理事長、法人本部長、法人本部学務部長、短期大学を始め設置校各校の学長や校長等が出席）にて、各校から理事長へ業務報告がなされている。また、理事長からも、「運営協議会」の中で、学園の重要な方針等について示されている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、リーダーシップとガバナンスを発揮し、建学の精神と教育理念・教育目標に基づき、大学運営の責任を担い、その推進と教育の質の向上及び教育方法の継続的な進展と、短期大学の向上・充実に向けて努力している。学長は、全教職員に対しては年度初めに、学生に対しては入学式、オリエンテーションにおいて「建学の精神に基づいた教育目標」を直接伝えている。

小規模な短期大学であり学科長から報告を受けている課題のある学生の対応についても助言指導を行っている。

ユマニテク短期大学学長選考規程に基づき教授会で候補者として選出され、理事会において選任され学長に就任し4年目となり教学運営の職務遂行に努めている。

学校教育法第92条第3項に定められている通り、関係部署と連携を図りながら校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「ユマニテク短期大学 教授会規定」に基づき、原則月1回の教授会を開催する。教授会には全専任教員と事務長、庶務課長、入試広報課長等の一部の職員が出席して開催され定められた審議事項の他、教学運営全般に係る情報共有を行う会議となっている。教授会の議事録は、事務局が適切に作成、保管している。

「ユマニテク短期大学大学運営委員会規定」に基づき月1回定例会議を開催し、教育課程の編成、教育研究活動に関する事項などその都度審議している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

複雑化し、また、予測不可能な社会において、学長はリーダーシップの発揮がさらに重要になっている。本学の教育の質をより高めていくために、人材育成と組織開発が不可欠である。近年、社会的な問題となっているパワーハラスメントにおいて、適切で迅速な対応が不可欠であるが、教職員に対する意識啓発が遅れている。本学においてもハラスメント対策は、組織管理や安心安全の組織構築という観点からも、きわめて重要である。相互尊敬、相互信頼に基づいた、組織を目指して、さらに大胆に改革に取り組んでいく必要がある。

また、学内で実施されている各種の取り組みを明文化して、組織化すること、PDCAを適切に回し、教学面の改善を行うなどが課題である。学長を補佐、または代行するなどの学長の業務負担軽減についても適宜実施をしていく体制も望まれる。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、寄附行為第7条（役員）及び第9条（監事の選任及び職務）に基づき、2名を選任し、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査を行っている。また、監事は理事長の下に設置された監査室と協力・連携し業務監査を行っているほか、財務面を確認するうえでは、公認会計士と協力・連携して当該年度の間中期（11月）と決算期（5月）に会計全体の監査を実施している。

また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、理事の業務執行の状況及び理事会の運営状況を確認するとともに、学校法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行状況について意見を述べる等、責務を果たしている。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

上記の寄附行為は、私立学校法第37条第3項に基づいて定められており、監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本法人の評議員会は、寄附行為第20条（評議員会）第2項の規定に従って、理事の定数の2倍を超える17名の評議員をもって組織している。

また、評議員会は、私立学校法第42条に基づいて定められた寄附行為第22条（諮問事項）の規定に従い、適切に運営されている。

以上の通り、評議員会は法令等に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づいて、教育情報をホームページにて公表・公開している。

また、私立学校法第 63 条の 2 の規定に基づいて、寄附行為、監査報告書、決算の概要、財務諸表、財産目録、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準についてもホームページにて公表・公開している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

近年の私立学校法の改正に対応し、理事・理事会機能の実質化、監事の牽制機能の強化、評議員会機能の実質化を図り、併せて情報公開の充実に努めている。高い公共性と社会的責任を有していることを学園教職員全員が意識し、ガバナンスや情報公開の在り方について、絶えず向上心を持って取り組んでいくことが重要で、より個々の機能の充実を図っていきたい。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

認証（第三者）評価未経験であるためなし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画